

令和2年6月2日

令和2年第2回岬町議会定例会

第1日会議録

令和2年第2回（6月）岬町議会定例会第1日会議録

○令和2年6月2日（火）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 松尾 匡	2番 谷崎 整史	3番 道工 晴久
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 反保 多喜男
7番 辻下 正純	8番 小川 日出夫	9番 竹原 伸晃
10番 和田 勝弘	11番 出口 実	12番 奥野 学

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 28名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田 尚司	
副町長 中口 守可	総務部理事 兼財政改革部理事	窪田 忠剛	
副町長 松岡 裕二	総務部理事	寺田 武司	
教育長 古橋 重和	財政改革部理事 兼税務課長	阪本 隆	
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川端 慎也	しあわせ創造部理事 兼住民課長	今坂 嘉文
総務部長 西 啓介	都市整備部理事 兼土木下水道課長 兼二国推進課長	是澤 敬	
財政改革部長 相馬 進祐	都市整備部理事	吉田 一誠	
しあわせ創造部長 松井 清幸	会計管理者	福井 智淑	
都市整備部長 奥 和平	まちづくり戦略室 危機管理監	森 由造	
教育次長兼指導課長 澤 憲一			

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木真澄 議会事務局主査 池田雄哉

○会 期

令和2年6月2日から23日(22日)

○会議録署名議員

4番 中原 晶 5番 坂原正勝

議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	一般質問

(午前10時00分 開会)

○奥野 学議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和2年第2回岬町議会定例会を開会します。

ただいまの時刻、午前10時00分です。

本日の出席議員は12名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○奥野 学議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名します。

4番中原 晶君、5番坂原正勝君、以上、2名の方をお願いします。

○奥野 学議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日6月2日から6月23日までの22日間としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日6月2日から6月23日までの22日間と決定しました。

それでは、今期定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶を求められていますので、これを許可します。町長、田代 堯君。

○田代町長 皆さんおはようございます。

ただいま議長のお許しを得ましたので、令和2年第2回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙中にも関わりませぬご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

初めに、本定例会ではこの後の諸般の報告におきまして、道工晴久副議長が永年地方自治行政に従事した功績が認められ、大阪府知事表彰を受賞されます。誠におめでとうございます。

道工議員の永年のご功績に敬意を表しますとともに、今後も本町の発展に引き続きご尽力を頂きますようお願い申し上げます。

さて、4月上旬に発令された新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が5月25日には全国において解除されました。

今回の感染症によってお亡くなりになられた方、お一人おひとりのご冥福をお祈りするとともに、感染された皆様にお見舞いを申し上げます。

緊急事態宣言は解除されましたが、東京都や福岡県の北九州市など、一部の地域において一次感染者が急増するなど、まだまだ予断を許さない状況が続いております。

国においては、今後予想される感染拡大の第2波、第3波を見据え、人と人の距離を確保することや、手洗い、マスク着用の徹底など、これまで続けてきた新しい生活様式を定着させ、感染リスクを管理しながら社会経済レベルを段階的に引き上げていく方向性が示されております。

本町におきましても、住民の皆様にも、まだまだ油断することなく、引き続き感染防止にご協力いただきますようお願いしているところであります。

また、本町においては、現在、国の特別定額給付金の申請を受け付けております。5月末時点までといたしましては、全体の8割を超す6,291件の申請を既に受け付けております。順次、振り込み作業を行っております。

今後につきましても、迅速かつ的確に事務を進めてまいります。

さらに、この後、補正予算の専決処分の承認についてご審議いただく予定ですが、小学校及び中学校の給食費の無償化、私立幼稚園等の給食費助成、ひとり親家庭の子どもに対する1万円を支給、水道料金の基本料金を一年間半額補助を行うなど、本町独自の支援策につきましても迅速かつ適切に事務を進めてまいります。

議会の皆様におかれましても、正しい情報を広く住民に周知いただくなど、これまでのご協力に改めて感謝申し上げますとともに、引き続きのご協力を改めてお願い申し上げます。

さて、本定例会にご提案申し上げます議案につきましては、令和元年度岬町一般会計補正予算（第9次）など専決処分の承認についてが6件。令和2年度岬町一般会計補正予算（第2次）についてなど補正予算についてが3件。バスの買入れにかかる動産買入れ契約の締結についてなど、事件案件についてが2件。岬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてなど、人事案件が3件。令和元年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてが1件。以上、議案14件、報告1件でございます。何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

○奥野 学議長 以上で、町長の挨拶が終わりました。

○奥野 学議長 日程第3、諸般の報告を行います。

5月3日に道工晴久君が大阪府知事から自治功労者表彰を受けましたので、伝達式を行います。
道工晴久君は演台前にお越しく下さい。

(道工晴久議員 演台前に移動)

○奥野 学議長 表彰状 道工晴久様。

多年、地方自治の振興に尽力され、その功績、顕著でありますので表彰します。

令和2年5月3日

大阪府知事 吉村洋文

おめでとうございます。

(拍手)

○奥野 学議長 続きまして、町長からの感謝状の贈呈でございます。

田代町長は演台前にお越しく下さい。

(田代 堯町長 演台前に移動)

○田代町長 感謝状 岬町議会議員 道工晴久様。

あなたは、多年にわたり岬町議会議員として地方自治の振興発展に寄与貢献されました。その功績は誠に顕著で、ここに感謝の意を表します。

令和2年6月2日

大阪府泉南郡岬町長 田代 堯

おめでとうございます。

(拍手)

○奥野 学議長 ただいま、感謝状の贈呈が終わりました。

表彰状並びに感謝状を受けられました道工晴久君より謝辞を述べたいとのことですので、これを許可します。

○道工晴久議員 ただいま大阪府知事表彰を授与いたしました。ありがとうございました。

3月に全国町村議長会、また大阪府町村議長会からも表彰を受けました。ありがとうございました。

これも、ひとえに係る各多くの議員さん、また理事者のご協力のおかげと厚く御礼を申し上げる次第でございます。

こうして、授賞することによって心の引き締まる思いでございます。今後、ますますしっかりと気を引き締めて住民の幸せを願い、喜んでいただける岬の自治恒久のために精いっぱい頑張り

たいと思っておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げましてお礼の言葉に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

(拍手)

○奥野 学議長 授賞された道工議員におかれましては、多年にわたる議員活動、本当にご苦労様でした。

今後とも、よりよい岬町のためによりしくお願いします。

以上で、諸般の報告を終わります。

○奥野 学議長 日程第4、一般質問を行います。

なお、本日の一般質問は、さきの議会運営委員会で決定したとおり、新型コロナウイルス感染防止対策として議員と議員との間に休憩を取り、空気を入れ替えながら行いますので、皆様のご協力をお願いします。

また、質問者及び答弁者はマスク着用をお願いします。

それでは、和田議員の答弁者のみ残っていただいて、ほかの方は退席を願います。

それでは、順位に従いまして質問を許可します。

初めに、和田勝弘君。

○和田勝弘議員 和田勝弘です。令和2年6月2日、議長の許可を得ましたので、一般質問を始めさせていただきます。

その前に、我が国が経験したことがない最大の懸案事項であります新型コロナウイルスについて述べさせていただきます。

4月7日に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言は、5月14日には39県が解除され、その後、21日には近畿3府県が解除され、そして25日には残る首都圏及び北海道が解除されました。そして、6月1日から新たな日常に向かって生活が始まりました。

こうした中、大阪府下の感染者累計は1,783人、死亡者数は82人となっており、入院中の方にはお見舞い申し上げるとともに、早期の回復をお祈りいたします。

また、不幸にも死亡された方に対しては、心からご冥福をお祈り申し上げます。

一方、本町においては幸いにして感染者が0人となっており、町長、町職員及び住民の皆様が感染拡大防止策を徹底したことがこの大きな要因と考えられ、町長以下のこれまでの取組に敬意を表すものであります。

今後は、引き続き万全の感染症対策を講じながら、住民の新たな日常と経済活動の回復を一刻も早く実現できるよう、町長以下職員が一丸となって、今後も全力を尽くすようお願い申し上げ、私の一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、岬町の人口についてお伺いします。

人口減少は自治体の存続に大きな課題となっており、人口減少に伴う財政の縮小により住民サービスは現状維持が困難となり、施策の再構築も必要となつてまいります。

人口減少社会の中で、住民サービスの維持のために町は今後どのような対策が必要とお考えですか。

まずは、岬町の人口減少の動向と、その主な要因についてお伺いいたします。

○奥野 学議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 和田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、岬町の人口推移と将来人口推計について説明させていただきます。

岬町では、1980年（昭和55年）の2万2,864人をピークに人口が減少しております。

2015年（平成27年）の国勢調査では、人口は1万5,947人となり、ピーク時から約3割人口が減少しております。

令和2年5月1日現在は、1万5,383人となり、さらに人口減少が続いております。

また、国立社会保障人口問題研究所が平成30年3月に公表した将来人口推計では、このままのペースで人口が減少すると、2040年には8,571人まで減少し、65歳以上の高齢化率は52%となると推計されております。

人口減少は様々な要因が長期的かつ複合的に影響することで生じているものであり、本町の場合は、今後しっかりと分析、検討作業を進める必要がありますが、主な要因としては未婚化、晩婚化、出生力の低下による出生数の減、高齢化による死亡数の増加のほか、若者が就職や進学といった理由による人口流出があるのではないかと考えております。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 人口減少の要因については理解しました。

流出を止めるのは困難であるが、流出を防ぐためにも鋭意努力をされたい。

次の質問をいたします。

次に、人口が減少すると住民の日常生活や住民サービスの提供に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

本町でも人口減少の克服と地方創生の推進に向けて、岬町まち・ひと・しごと総合戦略を策定し5年が経過するが、人口減少に対する具体的な取組内容とその効果についてお聞きしたい。

○奥野 学議長 寺田理事。

○寺田総務部理事 本町では、急激な人口減少に歯止めをかけ、地域の活力を維持するため、国の地方創生の動きと連携し、平成27年に岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をし、まちづくりの課題の解決に向けた取組を進めております。

また、昨年6月に国が示したまち・ひと・しごと創生基本方針2019におきましては、第2期総合戦略の策定に際し、第1期総合戦略の枠組みを継続しつつ充実強化を図ることとなっており、今年度において、令和3年度を始期とする第2期総合戦略策定作業を進めております。

新たな視点として、関係人口の創出と拡大、いわゆる政府が提唱するテクノロジーを活用した社会の仕組みをつくるソサエティー5.0の実現に向けた技術の活用、地方創生の基盤をなす人材育成、民間との協働などを施策の中に盛り込むこととされているため、本町におきましても次期総合戦略の策定に向けて、基本的には現戦略の枠組みを維持しながら、これらの新しい視点を取り入れた施策展開が必要と考えております。

主な取組については、移住促進、地域づくり、創業支援、結婚、子育て支援に積極的に取り組むとともに、特に、進学、就職、結婚を理由に転出される方が多い20歳代の転出を抑制するため、引き続き住宅取得や結婚、出産、子育てに際しての各種助成事業について、第1期の総合戦略における一定の成果を踏まえ、継続して取り組むことにより人口減少に歯止めをかけてまいります。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 人口減少に対する具体的な取組内容は分かりますが、これが示したまち・ひと・しごと、その基本方針2019年を見ながら第1期総合戦略を踏まえ、今後、人口減少に取り組んでいただきたい。

次に、第5次総合計画における目標人口は何人を想定するのか、町長にお伺いいたします。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 和田議員さんの質問にお答えいたします。

質問の内容は第5次総合計画における目標人口は何人を想定するのかというご質問だったように思います。

先ほど、人口減少等についての、経緯については、担当理事から説明させていただいており、岬町の人口減少は非常に高い率で進んでおるということについては、これは非常にこれから人口

問題にしっかりと取り組んでいく必要があるのかなというふうに我々は思っております。

そういった中で、現在、人口減少を抑制するためには、やはり若者の結婚、また出産、子育て、そういった希望の持てる対策を強化しながら、合計特殊出生率を高めて人口の自然減少を抑制してまいりたい、このように思っております。

そのためには、やはり住環境の整備、就労対策、暮らしやすい都市整備等の定住・移住の対策を強化して、本町の魅力を高めることが重要であろうと、このように思っております。

現在、本町では令和3年度から始まる第5次総合計画の策定作業を進めておるところであります。総合計画審議会委員の皆様の見解を十分踏まえて、人口の現状や本町の目指す将来人口推移を分析し、本町の人口対策を構築した上で、目標人口の設定を定めるよう取り組んでいるところでもありますので、今しばらく総合計画のある程度概要ができ次第、議会の皆様にお示しをしてみたいと、このように思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 第5次総合計画における目標人口については、本町の人口対策を構築した上で目標人口を設定するようですが、できれば企業誘致と、また大阪湾岸道路の延伸も考えていただき、岬町の将来人口を制定頂きたい。

これで、人口対策についての質問を終わります。

次に、ふるさと納税についてお尋ねいたします。

インターネットにおけるポータルサイトの導入や返礼品の見直しを図ったり、あるいは寄附の使い道を選択できたりと、岬町は以前に比べれば、かなりふるさと納税には積極的に取り組むようになってきたと思います。

しかしながら、昨年の総務省によるふるさと納税指定制度の導入により影響は、現状と今後の方策についてお尋ねしたいと思います。

初めに、平成26年から令和元年度の寄附の件数及び寄附額をお聞きするとともに、各年度の返礼品代を含む経費についてお聞きします。よろしく。

○奥野 学議長 寺田総務部理事。

○寺田総務部理事 和田議員のご質問にお答えいたします。

各年度における状況について、年度、件数、寄附金総額、返礼品を含む経費の順にお答えいたします。

平成26年度は302件で、506万7,277円。経費については、193万1,276円でした。

平成27年度は947件、8,543万3,677円で、経費は4,138万8,955円になりました。

平成28年度は2,594件、2億5,700万8,668円。経費は9,955万9,452円になりました。

平成29年度は9,248件で、9億9,827万9,712円になりました。経費については4億5,784万237円です。

平成30年度が6,190件で、8億7,790万1,701円で、経費につきましては4億7,440万9,055円になりました。

令和元年度は298件で、862万5,847円。経費は353万87円で、合計6年間としまして、1万9,579件で、22億3,231万6,882円。経費につきましては、10億7,865万9,062円になります。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 寄附数の最高の年は9,248件で、少ない年は298件で、本当に少なくなっております。

理由は分かりますが、寄附の件数が伸びるように取り組んでいただきたい。

次に、寄附金が急増した要因をどう考えていますか、お尋ねをいたします。

○奥野 学議長 寺田総務部理事。

○寺田総務部理事 増加した要因ですが、3点ございまして、1点目は、家電製品や旅行券など、人気の高い返礼品をそろえたことが1点目でございます。

2点目は、ふるさとチョイスのようなインターネットにおける専門サイトに登録し、どんな返礼品がもらえるのか簡単に調べ、自治体間の比較ができ、支払いもクレジットカードが使えるなど、便利になったことです。

3点目は、納税者の自己負担額をそのままに、税金控除の上限額を2倍に引き上げ、簡単な手続だけで確定申告をしなくても税金の控除が受けられるようにしたことが増加した要因と考えております。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 寄附金の急増した要因は、一応説明で考えは理解しました。

次に、寄附金の使い道についてお伺いいたします。よろしく。

○奥野 学議長 寺田総務部理事。

○寺田総務部理事 本町では、申込みの際、寄附者自ら寄附の使い道を指定できる仕組みとなって

おり、岬ゆめ・みらい基金条例で定める事業として、子育て、福祉、教育、環境の4事業。また、町長が必要と認める事業として定めており、クラウドファンディングなどを活用し、寄附金を財源とした深日航路再生などの事業を実施しました。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 寄附金の使い道は、岬町のために尽くしていただいていることがよく理解いたしました。

次に、寄附した方への返礼品の主なものについてお聞きしたい。

○奥野 学議長 寺田総務部理事。

○寺田総務部理事 寄附した方への返礼品の主なものはということで、ふるさと納税指定制度以後、本町では返礼割合3割以内、かつ地場産品として返礼品を決めており、昨年度において人気が高い返礼品としては、海釣り公園ととパーク小島の利用券や、泉州岬旬の魚マダコの詰め合わせセット、泉州産天然猪肉スライスなどが挙げられます。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 返礼品の主なものは説明で分かりました。

今後も、なお一層の返礼品を考えていただきたい。

次に、本町が総務省からの指摘を受けた理由と改善時期についてお聞きしたい。

○奥野 学議長 寺田総務部理事。

○寺田総務部理事 本町が総務省より指摘を受けた内容については、返礼割合3割超、または地場産品以外の返礼品を適用し、平成30年11月から平成31年3月までに2億円を上回る寄附金を集めた団体として指導対象期間を4か月、令和元年6月1日から9月30日とする指導を受けております。

ただし、平成31年1月以降は指定の基準に適合した見直しを行い、昨年7月に10月以降の1年間の指定を受け、指定制度における健全な運用を行っております。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 総務省から4か月間の指摘を受けたようですが、昨年10月以降1年間の指定を受け、健全な運用を行っているようですので、引き続き努力してください。

次に、今後、ふるさと納税を増加させる具体的な取組方針についてお聞きします。よろしく。

○奥野 学議長 寺田総務部理事。

○寺田総務部理事 現状ではございますが、岬町ではクラウドファンディングの活用などを含め、寄附者の方が使い道を指定いただける仕組みを一部取り入れており、ふるさと納税を通じて岬町

の事業を支援し、町政に参加できるようになっております。

返礼品も様々なものを用意しており、特にとっとパークの入園券は人気の返礼品となっております。

今後は、指定制度の趣旨に沿い、岬町産の海産物の拡充や体験型の返礼品である青少年海洋センターやゴルフ場、釣堀など岬町の魅力の発信や地域の振興につながるような返礼品を充実させつつ、ふるさと納税を活用して行う魅力的な事業や返礼品を創意工夫して提案することでふるさと納税を確保し、事業を推進していきたいと考えております。

また、個人の方だけでなく、団体、企業の方に対しても寄附を通じてご支援いただくための働きかけを積極的に行うなど、ふるさと納税のPRを積極的に図ってまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 本日の答弁で、今後、ふるさと納税を増加させる意欲的な力強い説明を受けましたので、これをもってふるさと納税の質問を終わります。

次に、コミュニティバスについてお聞きします。

昨年の12月議会定例会でも一般質問をしました多奈川谷川西地区へのコミュニティバスの乗り入れの件であります。

これまで財政状況が厳しい中であって、コミュニティバスの運行を継続し、住民サービスの向上に努力をされてきたということは十分承知しております。

このような中で、高齢者の方や免許を持たない方の移動手段は限られ、外出しにくい、困っているという状況から、コミュニティバスを多奈川谷川西地区への乗り入れの要望を頂いています。

積極的な検討をお願いしておりましたが、課題はたくさんあると思います。取組状況などについて答弁をお願いします。

○奥野 学議長 しあわせ創造部理事、今坂嘉文君。

○今坂しあわせ創造部理事 和田議員のご質問にお答えいたします。

コミュニティバスにつきましては、住民の移動手段を確保するため、バスの運行についてのご意見、ご要望をできる限り反映し、満足度の向上に努めているところです。

まず、令和元年度の3月末でのバス利用者総数は12万9,969人で、昨年同時期と比較して約0.5%減少しております。

これは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、住民の皆様が外出自粛にご協力いただいた結果であるものと思われまます。

ここ数年の利用者数の推移を見ますと増加傾向にあることから、コミュニティバスは住民の生

活には必要不可欠な交通手段であるものと認識しております。

議員ご質問の、多奈川谷川西地区へのバス乗り入れについては、12月議会定例会一般質問において、関係機関との協議、財政状況を踏まえた検討を行ってまいりたいと答弁させていただきました。

地域住民の方からのご要望や今年の3月に実施しましたアンケート調査において、お年寄りや免許返納者の人たちのためにバスを利用しやすいようにといったご意見を頂戴しております。

現在、バスの運行及び運行管理をバス事業者に委託しておりますが、財政状況の厳しい中で運行している状況です。

新たな地域への乗り入れによる路線の新設については、運行ルート、バス停、基本路線、電車との乗り継ぎなど課題が多く、関係機関との調整が必要です。

既に、実際にバスを使用した運行ルートの確認や経費等についての検討を行っている状況です。

今後、運輸局、警察をはじめ、運行事業者、地域公共交通会議など、関係機関との協議をするなど、乗り入れについて引き続き検討してまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 和田勝弘君

○和田勝弘議員 状況は分かりました。

ぜひとも、早期に実現していただけるよう要望して、私の一般質問を終わります。

○奥野 学議長 和田勝弘君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午前10時42分 休憩)

(午前10時44分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、谷崎整史君。

○谷崎整史議員 谷崎でございます。議長の許可を得まして質問させていただきます。

質問としましては、災害垂直避難施設整備の管理状況が1点と、感染症対策と災害施設及び避難者への周知の在り方が2点目と、3点目に個人事業者及び中小企業の町独自の支援策及び府等の支援の現状について伺いたいと思います。

まず初めに、谷川西の風水害震災避難の課題の構造物ストラクチャーがございますが、高さの増高が必要ではないかと思っております。

また、常時施錠状態で運用上問題ではないか、どのように危機管理のほうで把握されていらっ

しゃるか伺いたいと思います。

○奥野 学議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

危機管理監、森 由造君。

○森危機管理監 谷崎議員ご質問の谷川の風水害震災避難施設は、防災デッキとして平成19年度に整備されたもので、デッキ部の広さは5メートル四方の25平米、高さが地上より2.5メートルとなっております。

また、収容人員は約70名となっております。

当該デッキの周辺は海拔が低く、約1.5メートルですが、津波避難対象地域でありましたが、平成25年度に大阪府が津波浸水想定についてシミュレーションを実施し、30センチから1メートルの浸水が想定されるとの公表がありました。

当該デッキの高さは2.5メートルであり、津波浸水想定より1.5メートル程度高さに余裕がありますので、議員ご指摘の嵩上げの必要性は少ないと考えております。

また、当該デッキは大津波警報時等において、そこを目指して避難するという施設ではありません。津波からの避難においては、想定されている高さを超える津波が来ることを前提に、もっと標高の高いところを目指して避難することが必要であると考えております。

当該デッキは、何らかの事情により避難が遅れた方の避難施設であると考えております。

また、防災デッキに上るための階段には扉があり、議員ご指摘のとおり、常時施錠がされております。

扉の鍵については危機管理担当が一つ、地元自治区役員の中で、その施設の近くに居住されている方3名が一つずつ所持されておまして、緊急時に解錠することとなっております。

常時施錠については、平時に子どもらが不必要にデッキに上がり落下する危険性もあることから、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 緊急な場合にどういう感じになってるかということ伺いたかったということでございました。

また、併せて他所の垂直避難等についての考え方、あるいは整備状況についても伺いたしたいと思います。

○奥野 学議長 森危機管理監。

○森危機管理監 議員の質問にお答えさせていただきます。

他所の垂直避難につきましては、本町では、住民の皆様に対して平時より大津波警報等が発表

された場合は、津波から身を守るため、より早く、より高いところを目指し、避難して終わりではなく、津波の状況によっては、さらに高いところへ避難するよう周知をしております。

また、津波時等の一時避難場所として高台にある施設を管理者の同意を頂いた上で指定をしております。

岬町は海と山に囲まれており、海に隣接する高台に一時避難場所を設けておりますので、新たに防災デッキ等の避難施設を設置する必要性は少ないと考えております。

○奥野 学議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 私の住んでいるマンションでも、被災の場合は鍵を分散管理し、自由に入ってもらえるような体制を整えております。

また、海岸連絡道等の整備が終わり、6月13日に開通されると聞いておりますので、非常に喜んでおります。

次に、感染症対策と災害避難所の施設の在り方及び避難者に対する避難誘導の仕方あるいは周知方法をこの機会に再徹底すべきではないかと思ひ質問申し上げます。

列島の両端や中央で今、地震活動が活発化、顕在化している状況でございます。

また、感染症対策は今後も重要な課題であります。避難者の施設や避難者への再周知も必要と考えておりますが、いかがお考えかと伺いたしたいと思います。

○奥野 学議長 森危機管理監。

○森危機管理監 谷崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応については、国からその対応について通知が発出されております。

その内容としましては、通常の災害時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図ること。

安全な場所にいる人まで避難所に行くことは不要であること。

可能な場合は、親戚や友人の家等への避難を検討すること。

新型コロナウイルス感染症の軽症者で自宅療養を行っている方は、保健所等と協議の上、適切な対応を事前にとすること。

避難所の定期的な換気、十分なスペースの確保、衛生環境をできるだけ整えること。

発熱、咳等の症状が出た方の専用スペースの確保などとなっております。

本町としましては、このような避難に当たっての注意点等を7月号の岬だよりにて住民の皆様々に周知し、併せてマスク、消毒液などをご自身で持参するようお願いしたいと考えております。

また、避難所の運営におきましては、十分な換気、密にならないレイアウト、避難所への衛生

管理の徹底等の対策を講じ、避難所での感染防止を図ってまいります。

また、大阪府において、新型コロナウイルス感染症対策に係る避難所運営ガイドラインの素案を策定中であると聞き及んでおります。

本町としましては、大阪府のガイドラインに沿った避難所運営を行ってまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 避難所の運営及び周知について、7月号の岬だよりで徹底されるということですが、町長の放送も今終わっておりますけれども、風水害というのは予定時間、待機時間がございますが、震災というのはいつ起こるか分からないということで、極力早く、何らかの方法で周知をしていただく対応をご要望申し上げます。

次に、個人事業者及び中小企業の支援に対することですが、事業継続資金は国の経産省でございましたが、大阪府及び市町の対策として感染症の拡大防止対策として中小企業及び個人事業者への休業要請支援金が設定され、この5月末に受付を終了しておりますが、本町でも約100事業者、約3,000万円程度の準備金をされておると聞いておりますが、現状はいかが伺いたいと思います。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 谷崎議員のご質問にお答えいたします。

大阪府と本町が共同で実施しました休業要請支援金の本町の申請状況につきましては、大阪府から最新の情報として、5月27日現在でWEB登録件数といたしまして中小事業者4件、個人事業者40件の合計44件と報告を受けております。

予算で計上した件数は、中小事業者19件、個人事業者が79件で、合計98件でございますので、これに対する申請率といたしましては44.9%となっております。

○奥野 学議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 予算執行が全面的に認められた場合でも約半数、1,500万円、予算計上が余るといふ形になると思います。

現在行われている、5月27日以降に、大阪府では今後、対策に漏れた事業者に対して、すなわち、休業要請外事業者に対して経済支援対策として支援金を給付されされると伺っております。

他市等の場合では一律、地方自治体独自での給付を行うということも検討されておるようでございまして、岬町としての検討はいかがかと思っております。伺いたいと思っております。

○奥野 学議長 吉田都市整備部理事。

○吉田都市整備部理事 お答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、大阪府では休業要請支援金と別に、休業要請の対象外となった中小法人、個人事業者に対する休業要請外支援金が追加対策として実施され、5月27日より申請手続のほうが開始されております。

支援の要件は、府内に事業所を有する中小法人、個人事業主であること。

令和2年4月、または4月と5月を平均した売上げが前年同月期間比で50%以上減少していること。休業要請支援金の支給対象でないことの三つを満たす事業者となっております。

申請期限は6月末までとされておりまして、支給金額は中小法人のうち、府内に2事業所があれば100万円、1事業所であれば50万円、個人事業主はそれぞれ50万円と25万円とされております。

委員ご指摘の町独自の中小法人、個人事業者への支援についてでございますが、5月7日に専決処分をした大阪府と共同した休業要請支援金を今議会において承認を求めるところで進めているところでございます。

なお、この休業要請支援金の予算2,925万円につきましては、WEB登録の期限は5月末で終了となっておりますが、現在は書類審査及び支給事務は継続されているところでもありまして、この予算を使い、追加対策をすることは難しいものと考えております。

また、中小事業者等への支援は、先ほど述べました大阪府と連携した施策や大阪府独自の追加対策、また国において対策されている持続化給付金や雇用調整助成金、資金繰り支援として実施されている日本政策金融公庫による特別貸付や、セーフティーネット補償制度など、その他にも様々な手だてがあります。

これらを活用いただくようご案内させていただき、対応いただくよう中小事業者の皆様にはお願いしているところでございます。

さらには、5月27日に閣議決定された国の第2次補正においても中小事業者等に対する支援の強化がされていますので、これらについても活用いただきますよう周知してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、新型コロナウイルス感染症につきましては、今後、第2波、第3波の感染拡大も予想されますので、影響はさらに続く可能性が考えられます。

引き続き、町内事業者の皆様の声に耳を傾け、国や大阪府の動向を見据えながら今後の対応について判断してまいりたいと考えているところでございます。

○奥野 学議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 先決事案の予算、予算流用については難しいものと思いますが、まず、休業要請外、当初の拡大防止策としては、喫茶店、販売店、飲食店等においては、夜8時以降の時間圧縮で50%減が対象でございました。

ところが、自主的に休業された喫茶、飲食、そういう販売店もございまして、そういうところは岬町の商業施設に対する支援金は今回、大阪府の休業要請外で出る可能性はございますが、税務処理上で他の事業と協業している場合は、飲食、そういうものが一本化で処理されておりますので、個別の喫茶店、食堂等の事業に対しての支援ができない場合が出てくる場合があります。

工務店が喫茶店をしている場合、工務店事業と税務上、一括申請という形になってますので、売上げは半減しない場合が出てくると。

まちの賑わい、コンビニとかスーパーだけでよいわけではないと思いますので、そういう個別の店舗に対する、事業に対する税務形態とはまた別の補償を町としてお考えいただけないかと思っております。

また、4月7日の総務省の事務連絡だと思うのですが、減収補填債ということも言われてると思います、町財政の。そういうものも可能であれば、何とか、個人事業主の救済、個人個人には収入、所得、成人、未成年であっても10万円出るという形になっておりますが、個人事業主が店舗を閉めたにもかかわらず、収入がなくなったにもかかわらず、何も出ない場合があるということがございますので、町として、そういう事業主に対する対策を何とかお考えいただきたいと思いますが、町長の考えはいかがでしょうか。

○奥野 学議長 田代町長。

○田代町長 谷崎議員の質問にお答えさせていただきます。

中小企業者に対する町独自の追加支援はないのかということなんですが、今日、ご提案申し上げてます専決処分等について、町独自の施策として経済支援ということでご提案をさせていただいてる以外の、岬町における中小、言わば小規模の事業者に対して新型コロナウイルス感染症に対する、そういった救済措置はないのかということをおっしゃっておられます。

併せて、今、町が考えておりますのが、今、担当のほうからいろいろ説明がありましたけども、先ほど国の補正予算も閣議決定されて、それで会期中に成立を目指すということになっております。

このこともまだ内容が十分周知、こちらのほうでは把握できておりませんので、その内容を検討する中で、国の施策と併せて町の今後、第二弾の考え方をお示ししたいなという考え方で、今、検討をやっております。

その中で申しますと、やはり、大阪府と各自治体とで応分の負担をしながら中小企業に対する救援措置というのはもう既にやっておりますけども、岬町としては、大体、商工会、また、そういった届出の方については九十数社あるかと聞いております。

その中で、現在四十数社がもう既に登録はされておりますけども、現実にとどこまで個人事業者に給付金なるものが入ったのかどうかということはまだ確認できておりませんが、それ以外のところで、言わば赤字が50%以内、または、それ以外に非常にお客さんが来なくて困ったお店もたくさんあるかと聞いておりますので、そういった事業者への救援措置をどうするかということも現在担当と検討を今しておるところであります。

それ以外にもまだほかにも、もっともっときめ細かなやり方をしなきゃいけないんですけども、やはり財政状況と併せながら、検討してまいりたいと思っております。

今、議員おっしゃるとおり、大阪府のそういった支援措置から外れた小規模の業者に対する支援策を慎重に検討してまいりたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○奥野 学議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 引き続き、慎重に検討いただいて、私が店舗に伺ったときに、岬町の方から、客の入りはどうかという電話を頂いていると、調査されているのだなということは伺っております。

極力、減収補填債というのは発行可能と聞いているんですけども、町財政の減収補填債、そういうことも使って、やはり貨幣経済においてはお金の流れというのが一番決定値（血液）です。

今、お金の流れが滞っておりますので、やはり現金給付、信用の給付というのが市場大事なことになるかと思えます。

お肉券とかお魚券というのはその後の話になろうかと思えます。

ぜひとも、そういう面で給付金等の検討をお願いしたいと思ひまして、質問を終わります。

○奥野 学議長 谷崎整史君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午前11時06分 休憩)

(午前11時07分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいまご指名いただきました大阪維新の会、岬町議会議員、竹原伸晃です。

6月定例会において一般質問に臨まさせていただきます。理事者の皆様には明解で短時間の答弁をよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

現在、全世界を巻き込んでコロナといわれる感染症において、日頃の生活並びに活動がなかなかできない事態に陥っています。

誰もが経験したことがないことに対してどのように臨んでいくのか。

また、大人がどれだけ知恵を絞って子どもたちを育てていくのか、しっかりと取り組むべきところでございますので、皆さん力を合わせて乗り越えていきたいと思っております。

現在、大阪では吉村知事を筆頭に、国に負けないスピードで大阪府の施策を出していただいております。国と地方自治体の中間である大阪府がしっかりと取り組んでいる中、やはり、この基礎自治体といわれる岬町がどれだけ早く動けるか、これは小さい町だからこそできる逆のスケールメリットというのをしっかりと活かしていただきたいと、このように思っております。

まず初めに、岬町の財政についてお聞きしたいと思います。

町長の放送により、全町民に向かって岬町の経済対策を打って出るということで皆さん期待しておられる中、私たち議員にもどのようなことがあるのだということをよく問合せがあつて、このように五つのことがあるんですよという説明する中で、やはり、大きな財政出動が決断されているということですが、逆に言うと、ただでさえ岬町は財政苦しいところ、しっかりと、またそこに上積みして入れてということに関して岬町の財政はかなり厳しくなるのではないかと、いった点でございますので、その辺を財政部長に一度お聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○奥野 学議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 竹原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染の拡大を受け、国は4月7日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を閣議決定し、同日から緊急事態宣言を発令いたしました。

一方、各地方自治体におきましても、地域の実情に即した様々な対策が行われております。

本町におきましては厳しい環境に置かれている住民の皆様の負担を少しでも軽減できるような町の独自施策に取り組む必要があると考え、大阪府との共同施策を含め、事業費総額といたしまして1億2,000万円規模の取組を行うことを既に公表させていただいております。

具体的には、「小学校・中学校給食費の無償化」、「ひとり親家庭への生活支援」、「私立幼

稚園等の給食費の給付」、「家庭用水道料金の基本料金50%を助成」、また、大阪府との共同事業であります「中小企業・個人事業者への休業要請支援金の支給」の合計で5つの事業となっており、とりわけ厳しい環境下で子育てをされている方への支援を手厚くした内容となっております。

これらの財源といたしましては、ふるさと納税を原資とする岬ゆめ・みらい基金を取り崩して実施するものでございます。

岬ゆめ・みらい基金につきましては、国によるふるさと納税制度の見直しにより、今後、大幅な増加を見込むことが難しい中での対応でございます。

一方、4月30日に成立いたしました国の補正予算（第1次）におきまして、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が創設されました。

この交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援することを目的に地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施するための交付金となっております。

この交付金については、現在、本町への最終的な配分の決定はなされておりませんが、交付決定の状況を踏まえて今後の補正予算において予算化するとともに、岬ゆめ・みらい基金との財源更正を含めた編成を予定しております。

4月7日の緊急事態宣言が5月25日付で約50日ぶりに全面解除されましたが、5月27日には新型コロナウイルス感染の第2波に備えるとともに、第1次補正予算でカバーできなかった人や企業を支援するため、国の第2次補正予算案が閣議決定されました。

この補正予算案には、第1次補正予算で計上いたしております「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の増額も含まれております。

回復の道のりはまだまだ厳しい状況が続くものと予想されます。今後の財政出動につきましては、感染状況を踏まえた住民生活や中小・個人事業者への影響、地方創生臨時交付金を含む国の補正予算の状況、町財政の負担の影響など慎重に検討した上で対応してまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 財政の部長から答弁を頂きました。

国からも地方創生の臨時交付金が見込まれるという中、やはり、どれだけスピード感を持って取り組めるのかというのが課題になってくるのかなと思う中、まず確認しておきたいのが、岬町では、今年度計画されています航路事業、また、みさき公園の事業、また庁舎建設の事業につい

て多大なる影響が出てくるのではないかと、このように思っております。

細かいことは結構でございますが、こういう大きな計画をされていたこの事業が、このコロナの影響によってどのようになっていくのか、方針を述べていただければと思います。各担当部長、よろしくお願いいたします。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 竹原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

最初に、私からは航路事業への影響についてお答えをさせていただきます。

国からは、緊急事態宣言が4月7日付で大阪府、兵庫県を含む全国7都府県で発令されました。

これにより、今年度の深日洲本ライナーの運行につきましては、5月2日からの運行を延期することとし、洲本市、岬町の両議会にご説明するとともに、深日港、洲本港航路に関する連携協議会など、関係機関に対しても報告を行いました。

今年度において運行が開始されていない状況から、新型コロナウイルス感染拡大が航路事業に与えた影響は非常に大きなものであると考えております。

新型コロナウイルスについては、全国的に収束傾向にあり、5月25日には全国において緊急事態宣言が解除されました。

しかしながら、現在、東京都や福岡県の北九州市で感染者が急増している状況などを考えますと、大阪府においても新型コロナウイルス感染拡大の第2波、第3波のおそれが懸念され、まだまだ予断を許さない状況が続いていると考えております。

このような状況下において、今年度の深日洲本ライナーの運行につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る国や大阪府の対応状況などに注視し、今年度中に運航を開始をするのか、または今年度の運行は中止し、翌年度に運行するのか、関係機関のご意見を踏まえ、洲本市と慎重に協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、協議がまとまり次第、議会へご報告させていただきたいと考えております。

○奥野 学議長 吉田理事。

○吉田都市整備部理事 私のほうからは、みさき公園事業への影響はということでご質問のほうにお答えさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、4月7日に緊急事態宣言が発令され、この間、不要不急の外出自粛や感染拡大の影響が大きい施設などの休業要請を受け、我が国の経済への影響は多大なものとなってございます。

5月25日には全ての都道府県において緊急事態宣言が解除されたものの、予断を許さない状

況には変わりありません。

このような中で、本町の重要課題であります新たなみさき公園の管理運営事業を進めていく必要があります。本事業につきましては民間のノウハウや経験を最大限に活用するための募集要項を策定し、公募を行い、優先交渉権者を決定してまいりたいと考えております。

そして、必要な予算につきましては本議会においてご審議をお願いする予定としております。

ただ、議員もおっしゃいますとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対策が長引けば長引くほど、民間事業者に与える影響は大きく、企業の体力の問題や投資意欲の減退などが想定され、本事業にも大きな影響が出るのではと懸念しておるところでございます。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 庁舎整備事業への影響につきましてお答えをさせていただきます。

庁舎整備につきましては、昨年度、庁舎整備検討委員会から庁舎整備についての基本的事項について答申を頂きました。

答申の中では、現地での建て替えが望ましいとのご意見を頂くとともに、しっかりと財政計画を立て、町財政に影響を与えないように事業を進めることとのご意見を頂いております。

庁舎整備は多額の経費を必要とし、大きな財政負担を生じることから、国の財政的な支援がなければ実現は難しいと考えております。

国の支援制度である市町村役場機能緊急保全事業は、令和2年度までに着手された事業が対象とされており、町は国に対して制度の延長と支援の充実を要望しているところでございます。

新型コロナウイルス感染症に伴い、今後の財政状況は厳しさを増すことが予想されておりますが、南海トラフ地震の発生が懸念される中で、住民の皆様の生命と財産を守る防災拠点として庁舎の役割は重要であり、早期に整備を進める必要があると認識しております。

国の支援の動向を見極め、庁舎整備の検討につきましては進めてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 各担当部長に答弁を頂きました。

まず、航路事業に関しましては、答弁あったとおり、とても厳しい中、今年度において実際に社会実験が行えるのかどうかというそもそも論から入っていただく、そして、私の考えるところにおいては、今年度はもう一旦中止して、来期に全力を投入できるように備えていただきたいと思います、このように思っております。

続きまして、みさき公園事業においては粛々と進めておられる中、各応募される方の募集に当たって、事業者の投資意欲というところに関わってくるということでございますが、スケジュール

ルというのをどのように立てていくかというのが、この全世界が不況、まあ言ったら、航空会社が動いてないこの時代において、外国人からの利用客というのがかなり難しい。

その中で計画を立てていいものかどうかということも含めて、しっかり議論させていただきたいと、このように思っております。

また、庁舎建設事業においても、国のほうの意向が大きいのかなというように感じました。必要なものではあるけども、すぐに取り組むのは難しいというような感じですけども、私は、コロナが一旦落ち着くまで棚上げしなければならない問題ではないかなと、このように思っております。

この大きな三つの事業以外にも、令和2年度の予算書を見るからに、コロナに影響があるのではないかというところに付箋を貼っていったらかなりあると思われて、町のホームページでも、この事業は中止します、この事業は延期しますという発表がなされていますが、できない事業というのもかなりあったのかな、これからもできない事業がかなりあるのかなというところにおいて、予算というのは、検討した3月議会においては、まだコロナの影響というのが見えていないところであったのですが、この6月現在において、結構見えてきたところがあるので、ここはもう柔軟に対応していただく以外にないなと、このように思っています。

先ほど、谷崎議員の質問にあったように、各中小企業への支援というのも大切でありますし、また子どもたち、幼稚園、小学校、中学校、高校に当たっても未曾有の事態が発生しており、これを何とかするに当たって、やはりスピード感を持ってするに当たって、財務部長が言われたように、地方創生の臨時交付金、これを一旦、岬町に入ってきたときに、ふるさと納税の所有基金に入れ直すのではなくて、予備費として何千万円になるとは思いますが、予備費として置いて、必要なところにすぐにつけられるように、そういうような姿勢が必要ではないかと思っております。

一つ、例を申しますと、アベノマスクと言われる国のマスクを配布する事業、どうでしょう、岬町にお住みの方、マスクが届いたでしょうか。これが届く時期によって、かなりありがたさに違いがあるなと思っております。

東京なんてすぐに配られて、まあ言ったら、世間一般にマスクがない時期に一箱買おうと思ったら大行列を作って買いに行く。一箱4,000円。そんなときにアベノマスクが届くのと、現在、近くのスーパー並びにドラッグストアで1枚布マスク100円で売ってる時期に届くのと、これはありがたさが違うな。

やはり、早いこと届いてほしかったな、こういうような、地域によって差があってはいけない

と思う中、やはり、下りてきた予算をいつ使うかというので効果が違うと思います。

地方創生のために臨時的に出してくれたお金、これをずっと持ってて、後から使うではなくて、下りてきたら、すぐ使えるように、何とか役所の皆様が知恵を絞って取り組んでいただきたいと思うのです。

そこで、一つ提案なのですが、コロナに対応する各部署を横断する特別対策チームを編成されてはいかがかと思います。

現在も、そういうコロナ対策のチームというのはあると思うんですけども、実際にもっと広く活動できるように、権限を持ったチームを作っていただきたいと思いますが、担当の部長に答弁をお願いしたいと思います。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、令和2年1月15日、国内において初めて感染者が確認され、国では水際対策が講じられる中、岬町では2月3日に任意で岬町新型コロナウイルス感染対策本部を設置しました。

対策本部では、感染症対策を所管する保健センターと危機管理担当が連携し、感染拡大防止対策に努めております。

また、4月20日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策では、一律に1人当たり10万円を給付する特別定額給付金、児童手当を給付する世帯に対し、その対象児童1人当たり1万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金や、感染症の影響により一定程度収入が下がった方等に対して国民健康保険、介護保険などの保険料減免等が町が取り組む施策となっております。

したがって、多岐にわたる施策に取り組むに当たり、議員ご提案の各部署を横断する組織を編成して対策を講じていくことは、知識、経験及び能力が結集され、またコロナ対策に専念できることから機能的であると考えます。

しかし、各部署の現状から特別対策チームに職員を配置することで、原課の通常業務に支障を来すことも考えられ、組織を編成するには至りませんでした。

このような状況の中、住民への感染症対策の啓発や子育て世帯への臨時特別給付金などはしあわせ創造部の各部署で、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業などへ支援する制度の情報提供などは都市整備部の担当部署で、防災行政無線を活用した広報は危機管理担当など、各部署で取り組んでおります。

特に、1人当たり10万円を給付する特別定額給付金につきましては、迅速かつ的確に家庭へ支援できるよう、福祉課を中心に総務課、人権推進課、政策推進担当と連携し、準備を進めてきました。

今回、郵送方式による申請書の封入封緘作業については、田代町長並びに各副町長、教育長の町幹部を含め、全庁挙げて作業を行い、少しでも早く申請書が届くよう取り組んだところでございます。

このように対策チームを設置して感染症対策に取り組んではおりませんが、それぞれの部署で役割を決め、相互に連携を図りながら、また全庁的に応援頂き、それぞれの施策に取り組んでおります。

今後も引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の防止対策と各部署で関連する支援策に取り組んでまいります。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 松井部長から現在の取組と今後の心構えというのをお聞きしました。

やはり、必要なのは、役場、役所、行政というのは受け身なところがございます。実際に困ったことがあったら役所に来て相談を受ける、申請を受け付けるということをどんどん進めておられますが、この未曾有の災害、感染症対策においては困っている方がどこにいてるのか分からないところもやはりあるのですね。

そこを、申請主義というんですか、聞いてから対処するのではなくて、やはり、どのような困っていることがあるのか、聞きに行くぐらいのチームを作らなければならないと考えております。

現在は動いていただいておりますが、船のチームが岬町にはございます。この船、航路事業が、先ほどの答弁の中でどうなるか分かりませんが、もし中止が決定したならば、そのチームをコロナ対策班に当てるなど柔軟に運用していただけて活動をしていただきたいと思います。

また、予算の話にちょっと戻るんですけども、予算がこのように下りてきて、それを執行するに当たり、この議会が足かせになってはいけないと思います。

もちろん、議会は予算執行に関して意見を言って決を採ることは必要だとは思いますが、議会在外で足かせになって執行が遅れて、その事業所が大変なことになったということになれば、事業所なり、その家庭が困ることにならないように、町長にはもう思い切って専決なり、臨時議会を随時開催していただくなり、スピード感を持っていただきたいと思います。

議会議員は話を聞いて、そこを情報提供ししっかりいたしますので、そういうように取り組んでいただきたい。

先のことは、次を受ける者がしっかりと借金を返していく気持ちもございますし、また、町には若手の職員さんもしっかりと入ってきていただいております。

この職員さんの個々の得意分野の意見を取り上げていただくことも必要で、いろいろな提案があると思います。それをしっかりと管理職の皆さんは受け継いでいただいて、よりよい岬町の施策を作っていただきたいと思います。

長時間になりましたけども、質問を終わらせていただきます。

○奥野 学議長 竹原伸晃君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午前11時33分 休憩)

(午前11時34分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、坂原正勝君。

質問前に坂原議員に確認したいのですが、質問途中においてお昼の休憩と重なる可能性もございます。その時点で暫時休憩したいと思います、ご了解いただけますでしょうか。

○坂原正勝議員 はい。

公明党の坂原でございます。

ただいま、議長の許可を得ましたので、通告に従って質問をいたします。

私は、2015年4月26日に投開票されました岬町議会議員選挙において住民から直接選挙で選任されました。

以来、今日まで住民目線に立ち、住民に寄り添い、住民の声を町行政に届けてまいりました。

今回の一般質問で20回目の質問となります。

今回も質問を通し、住民の代表として住民の不安や疑問点について行政への疑義を正していきたいと思っております。

したがって、答弁される方は、できるだけ住民に分かりやすい言葉で簡潔な答弁をお願いいたします。

まず、1点目の町道海岸連絡線についてお聞きします。

第2阪和国道淡輪ランプ付近、ドラッグストアのウェルシアがあるところですね。その横から町道畑山線、畑山線というのは旧国道26号線のみさき公園駅前から海のほうへ下りて行く道ですね。海のほうへ下りて行って、淡輪の踏切を渡って、また旧国道へ戻ってきてという、その道

ですね。

その町道畑山線まで南海電車の線路を高架橋で超えて行く道ですね。この道が、完成は今年6月と聞いております。もう間もなく開通式を迎えるというように思います。

そこで、お聞きします。町道海岸連絡線建設にかかった最終金額と、その財源の内訳はどのようになっていますか、答弁をお願いします。

○奥野 学議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 坂原議員のご質問にお答えいたします。

まず、今回、町道海岸連絡線の工事の完了に伴いまして、最終事業費としまして測量設計委託費、買収補償費、文化財調査南海委託費、工事請負費の合計が16億7,000万円の事業費となっております。

また、財源につきましては、国費、社会資本整備総合交付金としまして9億7,000万円を、町負担としまして地方債が7億円、残り6,100万円が一般財源となっております。

すみません、国費のほうの社会資本整備総合交付金の財源につきましては、9億700万円の、言い方間違えましたので修正をお願いします。9億7,000万円を9億700万円に修正をお願いします。

もう一度お伝えします。財源につきましては、国費で社会資本整備総合交付金が9億700万円になります。

町負担としまして、地方債7億円、残り6,100万円が一般財源となっております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 この道路が開通すれば、町道畑山線、先ほど言いましたみさき公園駅から下へ下りて行く道、その道周辺の住民の防災道路として活用され、災害発生時には避難路として地域住民の安心・安全が保証されるものと承知しております。

また、畑山線から府道752号線、これは旧の26号線ですね、に出る信号。これも要は、みさき公園駅に出る信号ですね、あいクリニックの前を通過して旧国道に出る信号。

その信号では、日常的に交通渋滞が今発生しております。その交通渋滞も解消されると周辺住民からは喜びの声が上がっております。

担当部局の皆さんが、これまで数年にわたって昼夜を分かたず努力を傾注されてきたその賜物だと思います。改めて、住民に代わり感謝とお礼を申し上げます。

限られた人数であるにもかかわらず、途中、複数の道路建設が輻輳するなど、並々ならぬご苦勞もあったことでしょう。本当にご苦勞様でした。一言お礼を申し上げておきます。

さて、先ほどの答弁の中で、最終金額が16億7,000万円、間違いないですね。16億7,000万円とありました。

それでは、この道路建設の当初予算は幾らでしたでしょうか、答弁をお願いします。

○奥野 学議長 奥部長。

○奥都市整備部長 当初の事業費につきましてお答えいたします。

当初は、南海との立体交差部分の工事費と用地買収費など不確定な部分があり、その部分を除いた金額で報告を行っておりました。

その金額としまして9億7,600万円の事業費の予定として報告を行っておりました。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 先ほど、最終金額が16億7,000万円でした。今、お聞きした当初の予算、計画の予算は9億7,600万円ということです。

当初予算と最終金額の差額が大きいと思いますが、その理由はいかがですか。

○奥野 学議長 奥部長。

○奥都市整備部長 その理由としましては、当初事業費と最終事業費の乖離の内容につきましては、用地買収費、埋蔵文化財の調査費、埋蔵文化財調査に伴う仮設道路の費用、また南海との協議による南海本線と道路との立体交差部分の橋台高さや橋梁延長の変更、橋台高さの変更に伴う縦断方向の取付道路及び側道の擁壁延長の増加、橋台高さの変更や擁壁延長の増加に伴う軽量盛土などの増加、南海本線の高圧線及び信号ケーブルなどの移設費用、また警察協議に伴い歩道と車道の境界に安全柵の追加、残土搬出費用、残土搬出に伴うガードマンの追加費用など工事費が増加したものでございます。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 差額が大きいと言いましたが、当初予算が9億7,600万円、最終が16億7,000万円になったと。差額が6億9,400万円になるんですね、計算したら。これは、当初予算の1.7倍になっているんですよ。

今、様々要因が挙げられましたこの項目、いろんな項目があつて、不安定、不確実な要素があつたので、そういうのがあつたので上がりましたということなんだけど、その項目の中で、一番大きな増額項目って何だったんでしょうか。

なぜ、その項目が当初計上していた、計算していた、予想しておいた金額と大きく増額したのか、違ったのか、分かれば教えてください。

○奥野 学議長 奥部長。

○奥都市整備部長 お答えさせていただきます。

先ほどお伝えさせていただきました工事の内容の中で、南海との協議によりまして、橋台高さが大きくなったこと、橋梁長さが長くなったこと、それと取付道路や、そういう擁壁部分が長くなったことによりまして費用面が一番大きくなってるところになっております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 南海との高架部分が高くなったということですね。その件、了解です。

それから、今まで、6月で完成するんですけど、完成までに数年かかっております。

もちろん、当初予算として議会で承認を得て工事着工となりました。

その後、何度か追加で予算、補正予算という形で上がってるんですよ。

そのたびに、説明で国からの助成金というんですか、その割合は55%だというような話でありました。

ということは、それは追加があつて、総額が増えた。増えた分のまた55%という割合が国からの補助になると、そう考えていいのでしょうか。

そのとおりに、55%で確定したのか、それをお聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 奥部長。

○奥都市整備部長 お答えいたします。

基本的には国費のほう、16億7,000万円に対して55%となるのですが、どうしても、その中には対象外というものが含まれてまして、その分を除いた金額の55%となっております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 最終的には、総額が増えればその分、町の借金も増えることになるんですよ。

55%は国から入れてくれると、残りのかなりの額が町の借金になるということですね。

しかし、これはあまりにも増えた金額が大きすぎると思います。

これは、当初の予算計上が甘かったのか、あるいは、ずさんだったのかと思わず疑いたくなる価格です。

今さら言っても仕方がないという方がおられるかもしれませんが、今後のために検証することは重要だと考えます。

そこで、お聞きしたいのですが、当初予算と最終金額の各項目、各費目ごとの差額などの検証はされたのでしょうか。当初、この項目はそのときあったのが、最終的にこうなつたと、この額になつたと、その項目について検証されたのでしょうか、お聞きします。

○奥野 学議長 奥部長。

○奥都市整備部長 お答えさせていただきます。

一応、検証のほうはさせていただきまして、どうしても南海さんとの協議とか、その辺が今回検証させていただいた中では、もう少し詳細に詰めとけばよかったなというふうに、私ども自身反省しておるところでございます。

○奥野 学議長 田代町長。

○田代町長 ちょっと坂原議員さんの補足説明をさせていただきます。

当初、9億6,000万円という、10億円近い数字を議会のほうにご提示させていただいた中には、南海の委託料、約3億1,600万円、それが決定をせずして担当のほうで9億何がしという数字を議会に当初予算として上げたというのが当初のきっかけで、なかなか南海さんのほうは4億円とか5億円とか言って、なかなか数字が出てこなかったということで、最終的に委託料なしの金額で議会に報告させてもらったというのが当時の、平成26年5月7日の政策会議のときにはそういった内容でつぶさに検分をしております。

それから、平成29年の当初予算の要求額についても、14億5,500万円という政策会議の中で改めて数字が出てきたときには、既に南海の委託料というのがその当時は4億円ほど出てきておったという、そういった乖離がかなり前後して、その上、高架橋の高さの問題とか、それと、トロリー線のひきかえの問題、当然、担当としては当時、大阪府からも出向をお願いしておったんですけども、いろいろ考え方としては、これは当然、南海さんがやっていただけだろうというような見通しの違う考え方であって、当然、本町でやらなきゃいけない重要点であるにもかかわらず、南海さんとの交渉がスムーズにいつてなかったという一つの原因もあるのかなと、このように思っています。

あと、用地買収については、5,000万円ほどの差異があったということで、全てこれは議会のほうにご報告をさせていただいて、その都度、説明をさせていただき、最終的には16億何がしという数字で収まってきた。

私としては、当初の概略ですけども、担当のそのときの意見では19億円ぐらいの予算で収まるだろうという、概算の当時の計画をやるかやらないかというときの数字は19億円程度の計画であったかなという記憶はございます。

そういったことで、いろいろと議員ご指摘のとおり、追加、追加で大変議会のほうにはご迷惑をおかけしてるんですが、最終的には、やはり国費をきちっと入れた中で精査をし、おっしゃるとおり、この重要予算が大きくなると一般財源が大きくなってきたということには間違いないので、この点はきちっと今後、次の事業に当たってもきちっと精査をしながら検討してまいり

たいと思っておりますので、今回については多大な議会のほうにご迷惑をおかけしたということについては間違いございません。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 今、町長の発言の中で19億円とありましたが、その数字は記録に出てきてないので、私、分かりませんねんけど。

当初の予算としてその数字があったので、その数字を基に私は発言しました。

今、担当のほうから一応検証はしているという話でございました。その検証した当初と最終金額とはっきり検証したデータがあるなら、それを提出していただきたいと思います。これは、資料請求しておきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

検証成果、検証結果というのを、ぜひ、今後に活かしていただくように求めておきます。

そして、予算として議会へ上程する際には、より正確なものになるよう努力を続けてくださるようお願いしておきます。議会で、当初予算を承認した後、増額をする補正予算に対しては承認せざるを得ない状況になるからであります。

例えば、今回のような道路建設の場合、当初予算を承認した後、用地買収に取りかかっております。

用地買収も進み、工事も進んでいく、その過程で追加予算、そこで反対してしまったら、元も子もなくなりますよね。もう土地も購入している、承認せざるを得るところがあるわけですよ、議会としてもね。

行政の最終意思決定機関というのはこの議会になりますから、我々も責任があるんですよ。そういう意味では、より正確なものを出していただきたいと思っております。

しかも、それが町の借金となり、住民の負担になる場合はなおさらのことです。

最近、数年にわたって大きな事業が幾つかありましたので、あえてここで言及しておきたいと思っております。

ぜひ、今後に活かしていただくことを求めます。

一旦ここで議長、区切りにしたいのですが。

○奥野 学議長 ありがとうございます。

坂原議員の質問の途中ですが、暫時休憩したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 再開は、13時00分から行います。

(午前11時56分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

坂原正勝君。

○坂原正勝議員 では、午前中に引き続きまして、質問をいたします。

続いて、大きな2点目。避難所についてであります。

本日は6月議会ということで、また、もうじき梅雨入りにもなります。台風シーズンもまた迎える季節となっております。

そこで、避難所について、中でも、特にここでは避難時に必要となる備蓄品についてお聞きしたいと思います。

まず、備蓄品の充足率はどうなっていますか、答弁をお願いします。

○奥野 学議長 危機管理監、森 由造君。

○森危機管理監 坂原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、備蓄計画の考え方についてご説明をさせていただきます。

備蓄品につきましては、平成27年度に大阪府下全市町村で構成する大阪府地域救援物資対策協議会におきまして、備蓄品目及び備蓄数量について大阪府下の統一した考え方がまとめられました。

このうち、備蓄数量につきましては、従来食料について、市町村と大阪府が各1食分を備蓄するものとしていたものが、1日3食、3日間の合計9食分の備蓄を市町村と大阪府がそれぞれ4.5食分を備蓄することとなっております。

また、毛布につきましては、備蓄者1人2枚分を市町村と大阪府でそれぞれ2分の1備蓄するものです。

備蓄品の充足率でございますけれども、本町では平成28年度から令和2年度までの5か年において計画的に備蓄を進めておりまして、例えば備蓄食のアルファ化米は1万1,820食の備蓄が必要でありますけれども、令和元年度末時点におきましては、約1万1,600食を備蓄しており、充足率としましては98%、毛布では3,456枚の備蓄が必要であります。令和元年度末時点におきましては約2,900枚を備蓄しており、充足率としては84%となっております。

令和2年度は5か年計画の最終年度となりますので、他の備蓄品につきましても昨年度末、令和元年度末の充足率で言いますと、おおむね80%程度となっております。

また、備蓄品の備蓄場所につきましては、分散備蓄を行っておりまして、例えば備蓄食のアルファ化米では概数で全小中学校に合計7,350食、坊の山の備蓄倉庫に3,150食、旧多奈川保育所に550食、その他避難所等に550食。

毛布は、概数で旧多奈川保育所2,760枚、全小中学校に合計500枚、その他避難所等に640枚となっております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 備蓄品についてお聞きしました。

ただいまの答弁によりますと、備蓄品として備えるべき品目、どういうものを備えておくのか、その品目と数量、どれくらいの量を備蓄すればいいのか、そういう数字については大阪府下で統一されたものがあるということでした。

その備蓄に当たっては、平成28年度から令和2年度、今年度の5年計画で進めているということは、5年間の間にそれだけの決められた数字のものを用意すればいいと。毎年毎年、最終年度にその数がそろそろように備蓄を進めているという答弁だったと思います。

しかも、その備蓄品、品物は1か所ではなくて分散して保存しているということでした。

避難所となる小学校、中学校などに備蓄していると、そのほうが便利いいですよ、すぐに使えるから。それから、旧多奈川保育所にも備蓄していると。

それから、その他避難所とあったのは、これ、恐らく各地区の集会所などと思うのですが、それでいいですか。

今、説明の中で、坊の山の備蓄倉庫というのがありました。坊の山の備蓄倉庫には、アルファ化米を備蓄しているんだというふうにあったんですが、この坊の山の備蓄倉庫の概要についてお聞かせください。

○奥野 学議長 森危機管理監。

○森危機管理監 お答えいたします。

坊の山の備蓄倉庫につきましては、昨年度整備したものでございまして、工期が昨年7月26日から9月30日までということで、9月末に完了してございます。

構造としましては、高耐食ステンレス製の防災倉庫ということで、倉庫の数としましては全部で4棟建てております。

形状、大きさですけれども、横幅が約6.1メートル、奥行きが2.3メートル、高さが約2.3メートルでございます。

壁及び天井には断熱材を敷き詰めさせていただいております。

あと、換気口を2か所設置をしております、合計で4棟整備しておるところでございます。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 坊の山の備蓄倉庫の概要ですけど、場所言っていないんですけど、場所も言ってよ。

それから場所と、棟が幾つかあるわけですね、四つと言いましたか。その倉庫の棟を四つ建てあって、換気扇をつけるということですけど、換気扇の電源はどうなっているのか。

それから、備蓄倉庫が4棟並んでいる倉庫の周辺というのか、その場所、夜間とか、それから停電もあると思うので、その場合の、そこで災害発生時にそこに行って、車で、倉庫から物を出すんですけど、そのとき暗かったらあかんので、照明とかあるのかどうか、屋外照明。それも併せて説明をお願いします。

○奥野 学議長 森危機管理監。

○森危機管理監 お答えします。

まず、すみません、場所につきましては、坊の山と言いまして、役場の裏手にある小高い山がありまして、そこに防災行政無線の基地局がありますけども、そちらのほうに備蓄倉庫を整備させていただきました。

換気扇のファンの電気でございますけども、こちらソーラーパネルを設置しております、そちらの電力で常時ファンを回しているというところでございます。

夜間の電気につきましては、こちら、防災倉庫の側面にLEDの電気がついております。

そちらについては、電源となるのは換気扇と同様に、ソーラーパネルのほうで発電をしまして、夜になると点灯するという形になってございます。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 今ありました、坊の山の備蓄倉庫ですが、これはこの倉庫が完成したということは住民は知らないと思うんですよね。また、我々関係者もまだ知らないわけです。なので、ぜひ近隣住民、関係者にまずお披露目をしていただきたいと思います。これは、至急に手配をしてください。

それから、備蓄品について分散で備蓄していると、幾つかに場所を分けて備蓄しているとあったのですが、では、その備蓄品の管理はどうされているのでしょうか。

例えば温度管理、今聞きました備蓄倉庫は金属製の建物だというように今聞いたと思うんですけど、夏場なんか相当温度が上がると思うんですよね。

換気扇があると今ありましたけど、それで大丈夫なのか。

また、各小学校、中学校、それから旧多奈川保育所などに保管している、特に食料品なんかで

すね。その温度変化について影響ないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 森危機管理監。

○森危機管理監 お答えします。

備蓄品の管理についてのご質問でございますけども、備蓄品の管理につきましては、保管場所としまして、議員おっしゃいましたように、各学校の体育館の一角に置かせていただいたりですとか、あと旧多奈川保育所に置かせていただいたりということではございますが、基本的に直射日光は当たらず、密閉空間というわけでもございません。

坊の山の防災備蓄倉庫につきましては換気用のファンがありまして、断熱材も入っております。

備蓄食料につきましては、長期保存を前提に製造されており、一般的には直射日光を避けて常温で保存するものということで示されております。

納入業者にも確認しましたところ、備蓄倉庫でありますとか、体育館の一角で常温で管理するという本町の方法については特に問題はないと。

他の市町村においても同様の保存、備蓄の管理ということでやっているというふうに聞いております。

管理の方法としまして、危機管理担当の職員が随時、備蓄している場所に出向いて確認をしているという状況でございます。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 分かりました。

いざというときに、間違いなく活用できるよう、適正な管理をお願いしておきます。

次に、その備蓄品の中で5か年計画とありましたけど、当初の計画にはなかったが、その後、追加したのについてお聞きしたいと思います。

令和元年度に追加した備蓄品と、今年、令和2年度に追加する備蓄品があれば教えてください。

○奥野 学議長 森危機管理監。

○森危機管理監 お答えします。

計画外で追加して備蓄したものであるということで、近年の災害におきまして、避難所の運営で必要性を認知され、新たに備蓄したものとしましては、体育館等の避難所用敷きマット、これ約400枚ございます。段ボールベッドが約40個。避難所用のパーテーション、間仕切りですね、が110個等を計画外であります、追加項目として備蓄をしておるところでございます。

今後必要なものを備蓄してまいりたいと考えております。

それと、令和2年度で新たに購入するものとしまして、平成28年度から備蓄計画に基づいて整備を進めてまいりましたアルファ化米、毛布等、それと、ここ数年追加して整備を行っております避難所用敷きマット、段ボールベッドに加えまして、令和2年度では新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、避難所での感染症を予防するためソーシャルディスタンス、人的接触距離の確保を図るための間仕切りでありますとか、消毒液、マスク等の必要なものを整備を行ってまいりたいと思っております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 当初計画にないけども、いろんな災害が各地で発生して、実績といいますか、こういうのも必要だというのがどんどん分かってくれば、そういうのが追加になると思います。

追加品目の中で、私、特にひとつ提案したいのが乳幼児用の液体ミルク、これなんかも追加していると思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○奥野 学議長 森危機管理監。

○森危機管理監 お答えします。

本町においては、育児用の調製粉乳、粉ミルクの備蓄を行ってきたところがございます。

粉ミルクで乳幼児のためにミルクを作るには、お湯を沸かし、粉ミルクを溶かす必要があります。

また、大規模災害時には、水道、ガス、電気等のライフラインを使うことができないことも予想されます。

しかし、数年前から、温める必要はなく、常温で哺乳瓶に注いで、そのまま母乳の代わりとして使える液体ミルクが市場で発売され、平時の育児用ミルクとしての使用はもちろんのこと、災害時において、お湯を沸かす必要がないことから、災害時の備蓄品として注目をされているところでございます。

本町においては、令和元年度において、240ミリリットル缶の液体ミルクを約280本購入したところです。

液体ミルクは、先ほど申し上げたように、災害時において衛生的で使いやすいという特徴がございますので、予算の範囲で液体ミルクの備蓄を進めてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 今ありました液体ミルクについては、近年、日本でも導入が認可されたんですね。それまでは、国内では使えませんでした。

それが国内でも認可されて、近隣の市や町でも備蓄が進んでいると聞いております。

岬町、若年世代の人口減少が著しいとあって久しいですけど、本町において、今、子育て支援や定住支援策など実施して、若い世代の移住を促進するように今、様々な施策を講じております。

これは、この災害発生時においても子育て世帯にとって安心できるような取組をぜひ求めておきたいと思っております。

また、先日の新聞報道によりますと、内閣府はマスクや段ボールベッドなどの物資や資材を避難所に備蓄する際にかかる経費について、地方創生臨時交付金を活用できるとの通知を各都道府県に発出したとありました。

ぜひ、これらの費用も活用して、災害に備えていただきたいと思います。

災害発生時への備えは平常時にはなかなか目に見える成果はありません。成果も評価もない努力かもしれませんが、いつ起こるか分からない災害への備えこそ行政の使命であると考えます。引き続きご尽力をお願いいたします。

3点目の質問です。主権者教育についてお聞きします。

まず、本町における主権者教育の現状はどのようになっていますか、お答えください。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 選挙管理委員会所管いたします総務部のほうから、先に18歳、19歳の投票状況や選挙管理委員会としての取組状況についてまず説明をさせていただきたいと思います。

昨年実施されました参議院議員通常選挙での18歳、19歳の投票率は、総務省の発表では31%にとどまっており、全体の投票率48%より17%低くなっております。

本町の18歳、19歳の投票率も一部抽出データとなっておりますが、40%と全体の投票率55%より15%低くなっております。

選挙権年齢の引下げが行われてから3回の国政調査が行われておりますが、18歳、19歳の投票率は全国的に回を重ねるごとに下降しており、また18歳よりも19歳の投票率が低い傾向がございます。

これは、高校卒業後、大学進学などで引っ越ししても住民票を移さない若者が多いことが要因ではないかと考えられております。

選挙管理委員会では、実際の投票体験をいただくため、学校への投票箱や記載台の貸出しを行っておりますが、18歳、19歳の有権者に向けての特段の取組は行われていないところでございます。

よりよい社会づくりに参加できるように定められた大切な権利である選挙権を自らが放棄することのないよう、主権者教育の取組に対して選挙管理委員会としても教育委員会等関係部局に協

力を行うとともに、若者が投票に行きやすくするきっかけづくりに取り組んでいくことが必要であると考えているところでございます。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 私からは、小中学校における主権者教育の現状についてご説明させていただきます。

主権者教育につきましては、平成27年6月に、公職選挙法の改正により選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられ、若者に対する主権者教育の在り方がクローズアップされることとなりました。

平成28年12月には、中央教育審議会の答申が示され、主権者教育の一環として高等学校においては新科目、公共が導入されることとなり、平成30年3月、同答申を踏まえた新学習指導要領が告示されたところであります。

文部科学省、総務省では主権者教育について、主権者教育の目的を単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携、協働しながら社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的にできる力を身に付けさせることと定義しております。

本町におきましては、これまでも小学校6年生では、社会科で年間に19時間、私たちの生活と政治の単元で学習しております。

その中で、子どもたちは暮らしと日本国憲法の関係や政治の仕組みと選挙などの内容を学んでおります。

中学校におきましては、3年生の社会科公民分野において、国民主権と政治参加について学習しております。

その中で、政治に積極的に参加することや選挙は国民が自分たちの代表者を選ぶ大切な機会であることを学んでおります。

令和2年度に施行される新学習指導要領におきましては、選挙権年齢の引下げに伴う政治参加等に関する指導を充実すると記されており、主権者教育について、より充実してまいりたいと考えております。

将来の有権者となる生徒・児童に対して、早い時期から政治、選挙について自ら考え、自ら判断し行動していく主権者としての意識を醸成することは大切だと考えており、学校現場、選挙管理委員会とも調整し、選挙出前授業や模擬投票など、主権者教育に取り組んでまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 今、説明ありましたが、私が調べた範囲によりますと、主権者教育とは、いわゆる18歳選挙が始まり、これまで20歳以上だった選挙権が18歳に引き下げられたことによってその重要性が強調されたものと。

社会の出来事を自ら考えて判断し、主体的に行動する主権者を育てることという定義があるらしいですね、難しいですけど。

そう定義され、若者が有権者として政治に参加するための政治的教養を育成することと書かれております。

文部科学省の主権者教育についてという資料の中に、アンケート調査を行ったその結果が載っております。

紹介しますと、これは2005年、対象者は18歳前後の青年1,000人にインターネットでアンケートで答えてもらったと。

その結果、投票に行きますかとの問いには、70%が投票に行きたいと答えがあった。実際には行ってないんですけど、いうことだったんですけどね。

それでは、選挙がどのように変わったら投票に行くかとの問いには、インターネットで投票できれば行くが54.6%。

もっと政治について知ることができる、あるいは、学べる機会があれば行くが25%の回答があったそうです。

実際に、18歳選挙が始まったのが平成28年参議院からでありました。先ほど、西部長からもありましたけども、平成28年の18歳、19歳の投票率というのはそこそこあったのですが、その次、平成28年の衆議院から令和元年の参議院になるにつれて投票率は下がっていったということですね。

それと、今のアンケートと両方見まして、これは18歳、19歳の若者が選挙に行ってない、投票率が下がっているということは、それは必ずしも彼らの責任ではないというようにあるんですね。

投票のしやすさと主権者教育の両方の観点から、若者の投票行動につなげる取組が必要だとこの資料にありました。

また、主権者教育を通じて、自らの政治参加が自らの人生に大きく関わっているということを実感してもらうことが大切だと。

次に、話は大きいんですけど、我が国が持続可能で健全な民主主義国家として存続し続けていくためにも、大人の責任において義務教育段階から主権者として必要な資質を粘り強く育んでい

くこと、地道に主権者教育を続けていくことが求められているとありました。

そこで思い出されるのが、数年前に開催された岬町子ども議会です。

今後、この子ども議会を開催していくということについて、学校での授業時間などのハードルは高いでしょうか。いかがでしょうか。お答え願います。

○奥野 学議長 澤教育次長。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

先ほどのご質問にありました岬町子ども議会は、平成28年度に町制施行60周年記念事業の一環として実施したもので、目的としましては、岬町の子どもたちが総合的学習や社会科学習の一環として、本町議会の議場で議員活動を体験することにより、岬町行政を身近に捉え、民主政治への参画意識向上に資するとともに、子どもが社会の一員であることを認識し、自分の考えや意見を発表することにより言語活動の充実を図ることを目的として実施したものであります。

この当時参加した子どもたちからは、議会活動を体験し、町政の仕組みや成り立ちについて学び、岬町のまちづくりについて自分たちの思いや意見を述べる機会ができた。

学校の中では学べない貴重な学習ができた。

この成果を学校に持ち帰って、これからの学習に活かしていきたいなど、貴重な体験と有意義な会議であったことが推察される感想が寄せられております。

このことから、子ども議会の体験を通じ、政治や行政に関心を持つことで主権者教育につながるものではと考えております。

子ども議会の開催に当たっては、子ども議員の選出や質問の内容調整など、各学校長や担任の先生方との数回にわたる打合せや、児童においては事前学習会やリハーサルなど、学校関係者と児童との事前調整に数か月の期間を要するなど、学校現場に負担がかかってまいります。

また、小学校では平成30年度から道徳が教科化され、令和2年度からは小学校3年、4年生では外国語活動、小学校5年、6年生では外国語科として教科化され、小学校ではプログラミング教育の実施が開始されるなど、授業時間数が増えつつあり、現在では新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う臨時休校など、学校現場では授業時間数の確保が大きな課題となっております。

このような事情により、定期的に子ども議会を開催することは難しいと考えておりますが、町行政や議会のことを知ってもらうという一面もあり、今後の開催について町長部局、議会とともに検討してまいりたいというふうに考えております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 次に、教育長にもお聞きしますが、幾つかのハードルがあるとは思いますが、教

育長としてはこのハードルを越えて、子ども議会を開催することについて必要があると思いますか、いかがでしょうか。

○奥野 学議長 古橋教育長。

○古橋教育長 お答えいたします。

子ども議会につきましては、主権者教育を実践するという事で、非常に貴重な体験を得るものと認識をいたしております。

ただ、学校現場では、先ほど教育次長の答弁にもありましたように、外国語の教科化、またプログラミング教育の導入などにより授業時数を確保することが課題となっております。

特に、今年度におきましては新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う臨時休校に伴い、その減少した授業時間数を確保するため、夏休み、また冬休みの短縮や学校行事の中止、あるいは縮小などの検討を行っているところでございます。

時間数確保という、このような課題を踏まえながら、現在、教育活動の再開に取り組んでいるところでございまして、新たに時間数を確保することは難しい状況にあると考えております。

ただ、子ども議会につきましては、未来を担う子どもたちに行政や議会を身近に感じていただくよい機会であると考えてございまして、学校運営が平時に戻った後、子ども議会の開催について、学校関係者や議会事務局と調整を図ってまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 先ほどの海岸連絡線なんかも国が55%補償してくれるんですけど、残りは、大体が町の借金になると。15年、20年かけて返済していくとなるんですね。

つまり、それは次の若い世代に皆負担となっていくんですね。

国政の選挙においても、60代以上の投票数と二十歳前後の投票数を見ると、60代以上が約、青年の3倍の得票数があるそうです。

どうしても、政治というのは数字の多いほうに流れてしまうのかなと思うんですけど。

しかし、主権者教育によって、次の主権者になる子どもたちがしっかりと自分の主権を意識して、もっと早くからこの政治に参加できるような、そんな場をぜひとも作っていただきたいと思っております。

それは、行政だけに委ねるものではありません。議会議員の我々も同じことです。

我々も子どもに、また住民に広く議会のこと、行政のこと、決して人ごとではないんだよと、自分の人生に直接かかっているんだということを広く我々も発信していきたいと思っております。

この子ども議会にしましても、今年度で開催するのは非常に難しいとは思いますが、来年度か

らでも開催できる準備を現状のコロナ禍、これが落ち着き次第取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○奥野 学議長 坂原正勝君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後 1時33分 休憩)

(午後 1時34分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、松尾 匡君。

○松尾 匡議員 松尾 匡でございます。それでは、始めたいと思います。

5月26日の議会全員協議会で、岬町行政側から1人の議員が作成した広報紙の記載に事実誤認があるため報告したいとの申出があり、その場で5点の広報紙記載内容について行政側の主張を発言し、議員側の見解を聞かずに一方的にこの報告を得たことがございます。

その内容は、この私、明らかに私の政治のビラに関するものでありまして、事前に本人への説明も一切なく、いきなり全員協議会の場で、議員の見解を聞かない報告という形で言い切られました。

このことについて、ある議員からも、理事者の報告内容はある種議員活動への圧力、弾圧の類であり、非常に問題のある行為であると指摘がありました。

私も、今回の件は政治活動や言論の自由を脅かす行為であるとみなしており、行政が行ったことについては許し難い行為であると考えております。

今回、岬町立みさき公園の創設に向けての話をするために、行政が事実誤認であると呈したものが行政側の事実誤認であることを私からまず報告したいと思います。

まず1点目、土地の町有化に固執し、公園事業に関心がないとの記事内容について、町行政は事実誤認としておりますけれども、岬町は10月にサウンディング市場調査を実施しております。

これは明確に公園ビジョンが行政にないため実施したものであり、この時点でビジョンも定まっていない、方向性も決まっていないことが分かります。

そもそも、公園事業にしっかりと関心があれば、先にどんな公園にするべきかを自身で調査するなり、住民に広く意見を聞く努力をするなりの行動が先にあるべきで、そこで町としてビジョンを明確化した後に第一の目的が本当に公園の存続に重きを置いていたならば、進め方のプロセ

スがおのずと変わっていたはずです。

現時点でもビジョンが見えにくい町行政のスタンスを見ると、まさしく公園事業への関心よりも、土地の町有化に重きを置いていたと思われても不思議ではないはず。

3月議会の一般質問で議事録にも残っておりますが、私は、公園の事業手法である居抜き活用について提案をしております。

その際に、町行政から返ってきた返答は、認識はしているけれども調査をしていないということです。

今後、公園を運営していく事業者を考えたとき、居抜き活用というのは真っ先に考えられてもおかしくない手法です。

このような態度からも、公園事業への関心よりも土地の町有化と捉えられても当然ではないでしょうか。

さらに、土地を取得しないと都市公園を守るのに不安定となる旨の発言もありました。私は土地取得が唯一の方法とは決して思いません。

なぜなら、南海電鉄が探し当てた後継事業者としっかりとお互いを理解した上で話合いの場に応じていたならば話合いの中でいろんな可能性をつくれたはずで、それをしなかったことが大きな過ちであり、まさに、このやりとりと結果が後の南海電鉄との様々な交渉事の進捗状況にも尾を引いている節が見え、そのために折り合いがつかずに最終日まで持ち越したと私は見ているからです。

相手の立場になって考えてみましょう。

南海さんとしては、当初、岬町から土地を購入し、自身で今の立派な公園を開設し、長年営業してきた歴史があり、思い入れのある公園のはずです。

その後を継ぐ意思のある企業を岬町からのお願いのとおり、苦勞してようやく見つけてきたわけですね。

その企業に対し、岬町からは優遇措置ではなく、時代に逆行する厳しい条件。例えば、年間8,000万円の使用料の徴収、そして広大なあのみさき公園駐車場は使用を禁止する。そして、その代わり自身でお客様駐車場は新たに別で開設することなど、これらを飲むことが公園の後継条件であることを言われたわけですね。

さらに、土地の所有権について難航したときも、南海さんはいくつか折り合いをつけるために岬町へ話合いを申し入れてきたにもかかわらず断られ、その後も交渉というより、町にとって都合のいいことばかりを主張し続けられたとしたら、南海さんは面目を完全に潰されている中、そん

な岬町とは一定の距離を置き、態度を硬化したものだ、ずるずると先延ばしとなった結果から容易に想像が私はずきます。

また、後継事業者の目線で考えた場合でも、当初は土地が自身の所有でなくとも、ゆくゆくは安定的な運営ができるかと判断して手を挙げたのでしょうか、先ほど言った年間8,000万円の使用料の徴収ほか、厳しい運営条件は、途中から岬町から突きつけられたとしたら、この条件だと土地を所有しないと安定的な運営ができないと判断したからこそ、途中から土地の所有権も条件に入れてきたにほかならないと私は思うんです。

どうして、相手が途中から土地所有にこだわってきたのかの理由や意見をきちんと聞きましたか。それらの報告は一切ないです。

それらを聞く努力をせずに交渉に応じなかったことこそが一番の問題であり、きちっと話を聞いていれば相手が納得する代替案も提示できるし、折り合いもつけられたはずで、結果、休園することなく公園事業を進めてもらえる道も見つけられたはずです。

これらは議会で一切議論もされることもなく、町長と一部職員の判断で決められたということであり、住民の理解を得られていない責任は大きいと思います。

これは交渉事です。岬町の態度を見てみると、ほとんどが自己の都合ばかりで、そもそも折り合いを最後までつけようとする努力をしなかった進め方に私は問題提起しているのです。

以上の経緯や結果からも分かるように、町行政にとって公園事業を存続させるのが一番の目的とは思えず、土地の町有化が目的となっていたと判断できるものでございます。

2点目に、町長は責任を逃れるためにと記載した内容について、事実誤認と発言しておりますが、これは9月議会1日目の町長の発言がまさにそれを裏づけております。

以下、南海さんより岬町へ直接後継事業者と交渉をお願いされたが断った理由を町長が述べている抜粋部分を披露させていただきます。

うちには交渉権がないから、万が一、うちが交渉権を持った場合、南海さんが、じゃあ、もう岬町さん任せますよとなった場合に、全面的にうちが受けていかねばならん。

それは重たい荷物を背負うことになるから、それは交渉権のない岬町はその中に入らないほうがよいということを僕は内部で申し上げましたと、このように答えられております。

重たい荷物を背負うのを避けた、これ重要な任務の責任を逃れたに思わないでしょうか。

本来、南海さんからお願いされた時点で、交渉権というのは発生してます。町のトップとしてみさき公園をどうするべきか、先に民意をしっかりと聞いた上でビジョンを明確に持ち、そして、折り合いをつけるために交渉に挑むべきである最重要局面です。

それを、話をせずに断ったということは、良好な関係を築けた可能性のある道を自ら閉ざしたということです。

本来、責任をしっかりと持って挑むべきである、最も重要な交渉をしなかったというのは責任大きいです。

これについては、事実誤認は町行政にあり、自らが発言した言葉を捻じ曲げ、都合のいいように虚偽の報告を広報やタウンミーティング等で今後行うことは断じて許されない行為であります。

よって、全員協議会での発言の撤回を求めています。

3点目に、ずるずると3月議会まで先延ばしにという内容を事実誤認だと発言した件でございますが、先日の全員協議会で、議会や園内事業者の希望を実現するために画策していたと、西総務部長はおっしゃってありました。

12月議会で協議案を出しても理解してもらえないと判断したとのことですが、この発言が矛盾を生んでおります。

私たち議会議員の意見を取り入れるつもりならば、12月議会や委員会などでその協議案を共に精査すれば、もっと早くに協議案が通っていたはずですが。

交渉内容は、南海さんが言わないでくれと言っておりますけれども、私たち住民の代表である議会議員の確認もなく協議案を進めていくことは本当に議会軽視、民意不在としか言いようがありません。

あと、やはりここでも土地の町有化に固執せずに、ほかの方法で事業を展開することができていれば、このような遅れもなかったし、スマートな協議になっていたと思われま。

4点目として、行政内でビジョンにずれがあるという記事についてを指定しております。

これについては、3月議会最終日の発言と、そしてNHK放送での発言を確認すれば明らかです。

発言の記憶がないとおっしゃってございましたけれども、議会の議事録とNHK放送でしっかりと記録をされております。

行政側で意思やビジョンを統一できていなかった証拠を披露させていただきます。

まず、3月議会最終日に、吉田都市整備部理事がお話しされた内容を読み上げさせていただきます。

まずもって考えておりますのは、公募という形で民間活力を最大限に民間事業者の方のご提案を頂いて、その中で今のみさき公園の形を新たな要素も含んで継承して運営を担っていただけるように考えてまいりたいと思っております。まずは、そういう形での提案型の

公募というの考えているところでございますと、民意への理解を示していただき、今までのみさき公園を受け継ぎ、そして、さらに発展させたいと回答されております。

私はこれを評価して、そして、この説明があったからこそ3月議会最終日の南海さんとの協議案にも賛成をしたわけでございます。

けれど、田代町長はこう言われております。これも読み上げさせていただきます。

私は、あくまで岬町のシンボルであるこのみさき公園は、自然の中でやはり憩える、そういった公園にしたいという思いを持っておりますと発言し、また、NHK放送では、もっと具体的に、キャンプファイヤーができる自然公園と明言されていまして、アナウンサーも、岬町として今後は自然公園を目指すと、丁寧に要約して締めくくっております。

今のみさき公園の形を新たな要素も含んで継承して運営するみさき公園と、キャンプファイヤーができる自然の中で憩えるみさき公園を一緒だと思う人がいますか。

ビジョンが違うとしか言わざるを得ません。

先ほど述べたように、今のみさき公園に新たな要素を含んで継承していくという評価に値する発言があったからこそ、3月議会にて私は賛成したものです。

町長の発言にある自然公園になるならば私は反対しておりました。

もし、さきの全員協議会での発言が正しく、議事録の訂正を行政側から求めるのであれば、3月の最終日の審議についてやり直しを私は求めます。

この全員協議会での発言はそれほど大きな問題ある発言です。絶対に許されるものではありません。

それと、西総務部長が全員協議会でおっしゃった、自然公園の中に新たな公園を設置するなど、相当思い切った投資による云々とのくだりがありました。

しかし、みさき公園の2億円から3億円の赤字経営状況を知った上ででも、次期後継事業者がそのまま引き継いだとしても、手法を変えるなどすれば、今後、収益が見込めると判断し真っ先に手を挙げていたわけです。

技術やノウハウの全くない岬町行政が思い切った投資をせずとも、当時、手を挙げていた次期後継事業者との協議をスムーズに進めることができれば、民間の技術やノウハウを活用して、今後も経費をかけることなく、さらに固定資産税や交流人口や、そしてまちの活性が見込めたはずです。

それを断ったのは行政方です。その道を自ら閉ざしておきながら、その言い方はないはずで、私からすれば、声が議事録にしっかりと発言が明記されていることであり、町行政側からの私

に対する事実誤認発言は、議会議員や議会を軽視した発言であり、事実を捻じ曲げて都合のよいことだけを主張するものとしてあってはならない行為であり、決して許されるものではありません。

よって、全員協議会での発言を撤回を求めます。

5点目として、町の意向で施設の撤去、プールも残さない方針とした内容について、事実誤認と話されておりましたが、先日の全員協議会での報告内容を聞いていると、やはり岬町の方針で撤去や残さないことを決めているとしか聞こえてきませんでした。

プールや既存施設を残すか残さないかの議論は、誰と、どこで、どれだけ行い、どのような結論がその中で見出されたのでしょうか。

その詳細なプロセスは一切議会への報告がなかったし、それでよいかどうかも議会に対して案件として上がってきていなかった。

それは全て、やはり町長と一部の職員のみで決定されたからであると判断せざるを得ません。

広報誌にも記載したとおり、今あるものを生かす議論について、明確で詳細な報告がないこと、そして議会案件とせず独断で決定したことは今でも問題であり、疑問が私は残っております。

よって、これについても事実誤認とは言えません。これも撤回を求めます。

総じて、議員は行政のチェック役、監視役です。間違っていると思うことをただしたり、また、調査研究をして、今以上に町が発展していくように様々な角度から提案をしていくことが我々の仕事です。

そして、何より重要なのが、住民の思い、願いなどをしっかりと聞く努力をすること。そして、それらを行政にきちんと伝えることです。

ただ伝えるだけでなく、その思い、願いを叶えるための実現可能な方策、仕組み等を自身で調査研究し、しっかりとした根拠を持って行政へ提案し続けることが我々議員のこの時代に求められている大きな仕事であります。

そしてまた、その議論された内容を広報紙として作成し配ったり、議会報告会を開催して広く住民に報告されていくことも我々の大きな責務です。

私は、自身の見方によって、そして私の政治家としての考えのもと、このようにしっかりと議事録に記録されている町行政からの発言を根拠に、そのとおりを分かりやすく伝えているまでのこと。それを事実を捻じ曲げて事実誤認と一方的に報告した行政側の行為に抗議するとともに、発言の撤回をここで求めておくものです。

さて、前置きとしてこの全員協議会で提示されたみさき公園についての内容は、町行政の事実

誤認であるとの話をさせていただきましたけれども、ここからは、現在とこれからのみさき公園について確認していきたいと思います。

みさき公園については、3月議会において6月中に指定管理事業者の選定業務を開始すると伺いましたけれども、その進捗状況を聞いていきたいと思います。

みさき公園の土地は、令和2年4月1日から岬町のものになりました。つまりは、岬町に住む人たちの財産です。

この住民の財産に住民の意見が組み込まれないような体制で新たなみさき公園を作り上げていくのは、以前からずっと申し上げているとおり、民意不在でしかありません。

私は、先日各宅に配布したこの広報誌等を利用して、令和元年12月議会で公表したアンケートの第2弾として独自アンケートを実施しておりました。

アンケートの結果、第1回目と同じく、みさき公園事業の町の対応などにおいて行政に不満を感じているとの声がより多くなっている結果が出ております。

前回のアンケートでは、不満を感じている方は52%だったのに対し、今回のアンケート結果では76%と大幅に増えております。

これは、みさき公園事業が住民の皆様にとって未だに不明瞭でビジョンが見えない、民意不在だからこそその結果だと私は認識しております。

みさき公園についての自由記入欄は、Wordに全て転記させると30ページ以上超えるボリュームで、町行政に対する不満やったりとか、今後のみさき公園についての熱い思いを書き添えていただいております。

今回は時間の都合上、ここでは詳細なご意見を公表はできませんけれども、今後、私のホームページや広報誌でしっかりとまたこれも公表させていただきたいと思います。

自由記入以外のアンケート集計についてもここで公表させていただきますと、このとおりです。

みさき公園の町の対応について、私は聞きました。結果、不満、不適切というのが76%ございます。

みさき公園の中のプールを残してほしいと思うか思わないかというのを聞きました。そしたら、活用して復活してほしいが75%示しております。

遊具、施設について、残して活用して、もっと活性化してほしいと答えておられるのが83%ございます。

動物園について、これも意見聞かなかったと思いますけれども、住民の皆さんは、復活して継続してもらいたかったというのが83%ございます。

イルカスタジアムについても聞いてません。これは、私、聞きましたが、復活、継続してほしいという思いの皆さんは82%いらっしゃいました。

では、どんな公園が今後いいですかというふうな問いを投げかけたところ、選択肢をいっぱい私もつくりましたが、一番多かったのは、やはり今あるみさき公園の形で、さらに新しい形を望まれているのが67%。

そして、テーマパークがいいという方は6%、動植物園がいいというのが13%、あとキャンプ、アウトドアというのが7%。自然公園は4%です。こういうふうな結果になりました。

このように、全ての項目において、既存のものの有効活用や復活を望む声がほとんどなのです。いかがでしょう。

岬町が今進めているみさき公園内の施設などの撤去や動物たちの退園はやはり今でも民意は望んでいないのです。

不要な公園施設は南海が撤去を行い、令和3年3月末までに完了すると南海さんとの基本協定に組み込まれております。

来年の3月まで猶予があるならば、まずは一刻も早く住民の意見に聞けるようなスタイルで、今あるものを生かす議論を進めて、撤去されてしまう前に民意が望むものを残す努力を行政はすべきではないでしょうか。

例えば、アンケートの自由記入欄で提案いただいたことの中に、一つはネーミングライツという手法、そして、よくご存知のクラウドファンディングの活用もありました。

町としてそのようなセールスを行うことは視野に入れますか。

ネーミングライツは、企業側にとっては施設に企業名を入れることができ、宣伝効果が得られ、岬町としても維持管理費などの協力を得られるため、お互いにとってメリットのある方法です。

これをトップセールスで打ち出していけば、既存施設の管理運営の負担は、話によればなくすることも可能です。

クラウドファンディングについては、例えば施設の中でも撤去費用の大きなプールやイルカスタジアムを撤去する際に必要な額を、それを目標額と設定して全国から集められれば、撤去に必要な資金の心配がなくなるので町行政が言う取壊し理由がなくなります。

また、管理運営について、今後ゆっくと話し合う時間もできます。

こうすれば、町の財政負担を理由に撤去を南海に依頼せずとも、民意に寄り添った対応が町行政にも可能になるはずです。

この手法をすることと併せて、残したい施設や遊具の選定に住民の声を聞く機会をつくるため、

少し先延ばししてほしいと南海さんをお願いするのです。

南海さん側からすれば、撤去にかかる費用が大きく削減できるかもしれませんし、待ってくれるのではないのでしょうか。

その間に、残して新たに生かすための議論というのを住民と行う機会を設けるなど、岬町の行政として、岬町に住む人々のために声をきちんと聞く機会など、行政としてすべきことを作っていくべきですし、仮に、私が執行権者ならそうしていきます。

住民やみさき公園を利用していた方々の意見を聞かずに民意を置き去りにされたまま造られる公園に、人々は価値を見出し利用するとは思えません。

岬町の財産だからこそ、新しいみさき公園は町行政の指定管理事業者の話だけで話されるのではなく、また一方的に町から住民に伝えられるものでもありません。

行政が住民の意見を聞き、それを取り入れていくことが絶対必要です。

このように、民意を取り入れた上で既存のものを残していく方法は幾らでも考えられますが、みさき公園についての進捗と今後についてお伺いをします。

また、今、私が提案した住民参画と、そして既存施設を残す方法については実行していくべきと私は考えますが、いかが考えかお答え願いたいと思います。

○奥野 学議長 西総務部長。

○西総務部長 前段に、松尾議員のほうからご指摘を受けた件でございますけども、先日の全員協議会の場でも述べさせていただきましたが、政治活動ビラの記載内容につきましては、議員として、また政治家として自らの考えと責任において記述されたものと認識しておりまして、記載内容についての見解の相違する箇所等もございますが、これらについては、自らの見解のもとで主張することには何ら問題はないと考えることにつきましては、当日もお話をさせていただいたところでございます。

しかしながら、事実と異なる箇所につきましては、その内容を再度ご説明させていただき、新しい認識のもとで今後の議論を進めていくことが肝要と考え、町としての考えや経過をご説明させていただいたところでございます。

本日の議員の主張に対しても、我々として考えるところはございますが、本日の一般質問の事前通告が行われていない内容でございますので、この場での答弁は控えさせていただき、改めまして町の考え方をご説明させていただきたいと思っております。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 私からは、新しいみさき公園の創造についての松尾議員のご質問にお答え

したいと思います。

まず初めに、3月議会からの進捗というところですが、本年3月議会において、南海電鉄とみさき公園事業撤退に伴う基本協定を締結し、土地の寄附を受けることにつきまして議会の議決を頂き、その後は、この基本協定に係る準備作業などを実施してまいったところでございます。

現在は、休園部分を除くみさき公園に関する管理運営を継続しているところでございます。

また、新年度となり新体制となった以降は、新たなみさき公園の整備及び管理運営に対する町の基本的な方針を整理してまいりました。

このことは、さきの全員協議会の場でも報告させていただいたところですが、基本的な方針は大きく三つの柱としております。

第一に、町はみさき公園を都市公園として継続する方針のもと、都市公園法に定める適正な管理運営を基本とし、新たに整備する公園施設については都市公園法に基づき設置可能な施設とすることとあります。

第二に、新たなみさき公園の整備、管理運営につきましては、民間資金やノウハウを活用した公園とし、より一層の集客機能の向上、公園利用者に提供するサービスの質の向上と町の財政負担の軽減を図ることとあります。

第三に、新たなみさき公園の整備管理運営を担う民間事業者の決定については、参入しやすい条件を整理の上、公募し、有識者により構成する事業者選定委員会で審査の上、優先交渉事業者を決定することとあります。

以上の基本方針をもとに、みさき公園内の自然を生かし、子どもから大人まで多世代に親しまれ憩える、そして何度も訪れたいと思う魅力ある新たなみさき公園の整備及び管理運営事業者の選定事務を進めるために必要となる予算について、今議会においてご審議をお願いする次第でございます。

なお、これまでも説明させていただいてますとおり、動物及び園内施設は一部園内事業者所有の遊具を除き、その全てが南海電気鉄道の所有物で、南海と締結した基本協定書において、原則、町が必要とする施設以外は撤去することで協議が終了しております。

ただし、園内遊具については園内事業者さんから存続要望を受け、本町は南海に対して要望内容について適切に対応するよう申入れを行い、その結果、本町と園内事業者とが協議を行い、園内遊具について存置するか撤去するかを6月末までに決定した内容に従い、南海からは適切に対応する旨の報告を受けているところでございます。

議員ご提案のネーミングライツやクラウドファンディングによる既存施設を残すご提案ですが、

先ほども申し上げましたとおり、町が所有している施設ではなく、南海所有及び南海が園内事業者に設置許可を行った公園施設でありますので、南海との協定により、そのほとんどが撤去していただくことで協議が整っていることから、難しいものと考えております。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 吉田理事から丁寧な説明を受けました。

ここで、1点目、先ほどの中で事業者公募のことを言われましたけれども、これは、いつまでを目標とされているか、そこだけちょっとお答えいただきたいと思います。

○奥野 学議長 吉田都市整備部理事。

○吉田都市整備部理事 お答えいたします。

先ほども少し触れましたとおり、事業者選定業務を進めていくに当たり、本議会において必要な予算を計上させておましてご審議いただく予定としております。

これが承認いただきましたら、すぐに民間導入調査というのを進めてまいりたいと考えております。

これは、新型コロナウイルスの関係で、状況がかなり変わってきてまいっておりますので、ここはまた民間事業者の意向を把握する、実現可能性を把握したいと思っております。

そして、実施方針と要求水準書として、町はこういう形で民間事業者さんを募集していきますよという基本になるものを整理いたしまして、募集要項を策定し、募集する予定としております。

優先事業者の決定につきましては、できるだけ年度内にさせていただきたいというふうに考え進めておるところですが、新型コロナウイルスの状況がございますので、心配はしているところですが、担当としては、できるだけ前倒しで進めてまいりたいと、このように思っています。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 分かりました。

できるだけ早急にといいですか、やはり、皆さんどうなるんだ、どんな公園になるんだというのも含めてすごく関心を持っておられます。

大きな施設でありますので、できるだけ早急に、しかも慎重に進めていただきたいなど、このように思います。

私も、先ほどネーミングライツだったりクラウドファンディングだったりという手法を持ち出したその理由は、やはり住民さんの声にもあるんですよ。

やはり、今まで聞いてこなかった、町が聞いてこなかった。でも、もう後タイムリミットだから、もう聞かないよ。これは行政の姿勢としていかなものかと私は思うんですよ。

やはり、今からでもできることをしなければならぬことというのは、汗をかいてでもすべきだと私は思うんです。

例えば、先ほどの検討は、ネーミングライツの検討はどうか、クラウドファンディングでも可能性あるのじゃないのか。その検討をまずはすべきじゃないかなと私は思うんですね。それが住民の理解へつながっていくと思うんです。

ここまでやった、やれへんかったのに云々は、前も言いましたけれども、住民は理解してくれません。

やはり、やったことをきちんとしっかりと結果として言ってもらいたくことが住民の理解へと私はつながると思うんです。

その延長で、今までも住民の声を聞こうとせずに協議を進めた結果、やはり、このアンケートのように、住民からの不満の声しか出てないのは、先ほど披露したことで明らかですよ。

もっと早くから公園、そして遊園地事業のプロや住民も参加できる会議を開いたり、住民の意見をダイレクトに聞けるような場を作るべきだったし、今からでも作るべきと私は思っております。そのような考えはないか、お伺いしたいと思います。お願いします。

○奥野 学議長 吉田都市整備部理事。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えいたします。

住民の意見、住民の参加の機会についてということですが、町としましては、昨年5月に開催のタウンミーティングで直接住民の皆さんと対話を行い、まずはご意見をお伺いしたところでございます。

そして、事業者募集に係る実施方針に反映させていく考えであることから、さらにアンケート調査を実施してご意見をお伺いしているところでございます。

このアンケート調査については、町のホームページと町内の主要施設に配架して回収箱を設置する方法で実施しているところです。

町のホームページは昨日アップしたところとなっております、主要施設には今日中に配架する予定となっております。

また、住民参加の機会を設けないかというご質問ですが、今年度のタウンミーティングが新型コロナウイルスの関係で少し延びて、9月に開催する予定となっておりますので、この場を活用してみさき公園の経過と進捗状況等をご報告の上、ご意見をお伺いする場として対応していきたいと考えております。

それと、先ほどの、ネーミングライツとクラウドファンディングの手法は、その手法自体が取

り入れることはできないということではなくて、南海所有の遊具について、それを適用するのは難しいと考えているということでご理解いただきたいと思います。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 吉田理事も先ほど、昨年5月のタウンミーティングのことを述べられていました。

前回も、西総務部長が5月のタウンミーティングでしっかりとこの説明はしたということでありまして、この時点で、南海さんが引っ張ってきたという言い方は悪いかもしれませんが、後継事業者のこととか、あと、その後のこととかというのはここでは話されてないんですよ。

私も、これ、昨年5月のタウンミーティング、ほぼ出席させてもらいましたけれども、ただただ公園が閉園になる、閉園になるから南海さんに後継事業者を探してもらおうという事実だけなんですよ、伝えられたのが。

それに、住民さんの意見はありましたけれども、ただ、その後の経過が一切話されてないんですよ。そこからまた意見を聞いてないんですよ。そこに問題が私はあると言ってるんです。

だから、やはり、その経緯もしっかりと、何でこうなったのかというのもきちんと説明する義務があります、岬町がしっかりと関わってきたことなので。

そこをやはりお願い、きちんと、しかも事実誤認のないことをお願いしたいと思います。

もう、時間がどんどん過ぎていくので、ちょっと飛ばそうと思います。

今回、そういうようにアンケートを取っていただく、そしてまた、9月のタウンミーティングを行って意見を聞く。ぜひ、このコロナの影響の中で難しいかもしれませんが、やはり、しっかり開催して意見を聞いていただき、それをしっかりと反映したみさき公園であるように強く要請して、この質問を終わりたいと思います。

次に、今まさに世界が一丸となって立ち向かっている新型コロナウイルス感染症について、岬町でも学校休校、そして外出自粛要請、そして店舗等の営業自粛要請や施設の閉鎖など、多くの方に影響がありました。

これから、第2波も起こり得るとされている中で、岬町がどのように独自対策を取り、岬町の住民を行政が守る体制ができていくのかを確認していきたいと思います。

まず、緊急事態宣言中であつた防災行政無線放送についてですけれども、実は、私のところに多くの要望、そして厳しいお言葉が寄せられております。

恐らく、私のところにまでこのような声が届けられているのですから、町としてももっと多くのご意見が寄せられているかと思います。

緊急事態宣言中の防災行政無線放送についての問合せ件数と、その内容はいかがなものだったのでしょうか、お答えをお願いいたします。

○奥野 学議長 危機管理監、森 由造君。

○森危機管理監 松尾議員のご質問にお答えをさせていただきます。

岬町では、4月20日から放送を開始しまして、緊急事態宣言対象地域から大阪府が解除され、大阪府が緊急事態措置を原則解除した日の翌日となります5月24日まで、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、岬町新型コロナウイルス感染症対策本部長である町長の肉声による防災行政無線の放送を行いました。

内容としましては、主に不要不急の外出を自粛いただくための放送であり、おおむね1日朝夕2回放送を実施してきたところです。

住民の皆様から放送に対するお問合せ等につきましては54件頂いているところです。

お問合せ内容としましては、放送に対する感謝、継続的に実施してほしいのご意見、放送が聞き取りにくいのご意見、放送の頻度、一日当たりの回数についてのご意見、放送内容についてのご意見等でございます。

ご意見に対する対応といたしましては、放送時間の変更、5月中旬から放送回数を1日2回から1回へ変更。放送日を1日おきに変更。

緊急事態宣言の延長等の状況変化及び住民の皆様からのご意見を反映した放送内容の変更を行ってきたところです。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 件数と内容については分かりました。

私のところに寄せられたご意見としては、先ほども申し上げたとおり、要望や厳しいお言葉が圧倒的でした。

寄せられたご意見を披露したいと思います。

緊急事態宣言で自粛要請が出ていることは、毎日朝夕に言わなくても分かっていると。

毎日、同じことを放送するより、町の施設の閉館状況など、必要な放送をしてほしい。

新型コロナウイルスに感染するなど牽制されているように聞こえた。

岬町独自の対策とうたっているが、どんなものなのか明示しないから全く分からない。

あと、主張や協力ばかりの放送で、本当に必要な情報がない。

医療従事者への感謝は大切だが、防災無線で住民に伝えるべきことではない。

毎日放送があると、緊急で知らせてくれる内容ではないと感じてしまい、放送を聞かなくなる

などの意見が寄せられました。

このようなご意見からも見てとれるように、そもそも防災行政無線は緊急的要素を含む内容ですぐに住民に知らせる必要がある情報を広く伝えるためのものとして使うべきでありますけれど、そして、主張や既に周知の事実を伝えるためのものではないと思っております。

最後の意見にあつては、放送をきちんと住民が聞いてくれなくなるという危険信号と取れるような内容もあります。

本当に必要な情報を伝えなければならない放送、このような意見があることを踏まえて、今後、このような有事の際にどのように扱っていくのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○奥野 学議長 森危機管理監。

○森危機管理監 議員の質問にお答えをさせていただきます。

防災行政無線による放送につきましては、新型コロナウイルス感染拡大による国の緊急事態宣言の発出という非常事態において、住民の皆様生命及び健康を守るため、及び感染拡大を防止するため不要不急の外出を控えていただくことを第一に行ったものであり、現在、住民の皆様のご協力により、岬町においては感染された方は確認されておられません。

現在、大阪府においては感染者は減少傾向にありますが、北九州市では4月30日以降連続ゼロであった感染者が5月23日以降急増しているような状況もございます。

このような状況で、大阪府においても、今後、感染の第2波、第3波が危惧されているところではあります。

もし、再度、感染拡大が起きた場合における防災行政無線の放送につきましては、これまでの住民の皆様のご意見を取り入れて、本部長である町長及び対策本部で効果的な方法を再度検討してまいりたいと考えております。

また町のホームページやSNSにおける広報につきましても、町長のメッセージを動画としてアップするなど、工夫を凝らしてきたところでございます。

加えて、関係各課より住民の皆様にお伝えすべき様々な情報を提供しております。

今後も、より分かりやすい広報を心がけるよう努めてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 広報について、先ほど町のホームページなどでメッセージを動画配信したとおっしゃっております。

緊急事態宣言が出され、必要な情報をすぐに見たいと考える住民にとって、メッセージ動画というのは、果たして有効な情報提供手段なのかなと思うところがあるんですね。

有事の際に、まずは動画を見てみようという気は起こりにくいと思うんです。

リンク先の情報も多すぎるし、どこに載っているのか分かりにくければ、それは、やはり住民に的確に情報を配信しているとは言い難いと思うんですね。

私、この件でいろいろ調べてみました。

例えば、大阪府や近くの自治体で言えば泉南市があります。この大阪府や泉南市のページを開くと、コロナウイルス対策の特設ページというのが開くんです。

この方法であれば、分かりやすい画面配置で余計な情報がなく、見たい情報をすぐに、ダイレクトに見にいけるという利点がございます。

また一方で、緊急事態宣言が解除されたことにより、今は変わっておりますが、熊取町の各項目、伝えたい項目というのを図式、図にするんですね。一目で分かりやすく表して、それをトップページにスライドショーで流していく。そのスライドショーで見たいものをクリックすると、そのものの詳しいものを見れるというものでした。これ、分かりやすいなと私は直感的に思ったわけですね。

特設ページ、先ほどの大阪府とかの特設ページが作れなかったとしても、いろんな事情で。スライドショーの使い方であれば十分分かりやすく作れると思います。

工夫を図っているとのことでしたが、その工夫は住民が使いやすく、理解しやすく、初めて工夫したと言えるものと思います。

ぜひ、また岬町もどちらかの方法も少し検討していただいて、住民に寄り添った情報の配信というのを進めていただきたいと思います。

次に行きます。

この新型コロナウイルスの感染防止のために一番影響を受けたのは子どもたちにほかなりません。

3月から臨時休校となり、幾度も休校期間が延長され、やっと6月15日から学校再開となりますが、それでも休校となっていた期間はあまりに長く、これから子どもたちはその代償として長期休暇を返上して1年間以上のカリキュラムを叩き込まなければならないのです。

今回の新型コロナウイルスにおける学校休校で、子どもたちが家庭でも学校と同様に学習できる環境を早急に整えるべきだと気づかされたのは周知の事実でございます。

GIGAスクール構想が推進される中、家庭内にインターネットやWi-Fiの環境が整っていない子育て世帯もあります。

そこで、岬町において支援の必要な子育て家庭に対してのWi-Fi環境の導入の支援を町の

基金でやる岬ゆめ・みらい基金を活用し、率先して実施していくべきと考えますが、こういう有事のときにこそ基金が生かされ、しっかりと活用して住民を助け守っていくべきだと考えますが、いかがでしょうか。お答えください。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 質問にお答えさせていただきます。

国の経済対策によりまして、令和5年度までに児童生徒に一人一台のパソコンを整備するGIGAスクール構想が決定されましたが、その後、計画が前倒しされ、令和2年度中に整備することになり、本町におきましても令和2年度中の整備に向けて準備を進めているところであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、小中学校が臨時休校となったことから、学力保障の面で大きな影響を及ぼしております。

このため、文部科学省は新型コロナウイルスのような感染症や自然災害の発生等による臨時休校時においても、ICTの活用により子どもたちが家庭においても学習を継続できる環境を整理しておく必要があることから、Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸出し等を目的としたLTE通信環境の整備を支援するための費用を、国の令和2年度第1次補正予算に盛り込み制度化されたところであります。

本町におきましても、この補助事業を活用し、自宅にWi-Fi環境が整っていない家庭に対してWi-Fiルーター等を貸出しするための準備を進めているところであります。

現在は、各家庭のWi-Fi環境等の状況について調査を進めており、この調査結果を基に必要となるWi-Fiルーターの台数を確保し、子どもたちが家にいてもオンラインで教育が受けられることができるような環境を整えてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 前向きに検討を進めていただきたいと思います。

次、行きます。

支援が必要な子育て世帯が、今回の新型コロナウイルスにおける緊急事態宣言下で最も大変だったことの一つとして、学校の休校によって給食がない状態が続く、家庭の食費がかさむことで家計を圧迫し、不安に陥っていたと相談を私は受けております。

有事の際に、子どもを育てる家庭に対しての支援策が足りていないということを表す内容だったのかなと感じておる中、今回のように、緊急的な臨時休校であれば、給食センターも数か月先の献立までできており、その食材の手配も済んでいるはずで。

その食材がロスになるのであれば、希望する家庭に対して給食を作って提供することはできな

いのでしょうか。

また、今回、臨時休校にあったことにより、給食センターで働いている方々の雇用についても問題があったかと思いますが、このような給食の施策を行えば、雇用問題も解決するのではないのでしょうかということで、検討してみたいかということですとお答えいただきたいと思います。

○奥野 学議長 澤教育次長。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

学校給食は学校給食法において児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであると定められており、このことを踏まえ、安全・安心でおいしい魅力のある学校給食を提供し、学校における食育の推進を図っているところであります。

ご質問にありました休校等有事の際に支援が必要となる家庭の児童生徒に対する給食の提供についてですけれども、給食調理場は大量調理を前提として稼動しておりまして、食数が少なくなると調理が困難になるという状況があります。

また、コロナ感染症対策により休校になった場合、学校の教室等で給食を提供するときの安全対策を講じるなど、学校現場との調整も必要となってきます。

休校等の有事の際には、児童生徒は原則自宅待機となり、各家庭において児童生徒を見守っていただく必要がありますが、支援が必要な家庭に対する給食の提供のほか、家計費等の負担を軽減するための対策等について今後調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

○奥野 学議長 松尾 匡君。残り、あと。

○松尾 匡議員 時間迫ってます。もし、無理でしたら次に回したいと思います。

ここで、あともう一つ、この延長で私から提案したいことがございます。

それは、私の仮称ですけれども、岬キッズデリです。

今回のような有事の際、子どもたちは家庭で閉じ籠もることになります。なので、先ほども言いましたが、家庭の食費が圧迫することになるわけです。

また、子どもたちが家庭にいる間は保護者がついていなければなりません。そのために仕事を休まざるを得なくなった家庭も多く、収入減で困っていた家庭も少なくありません。

そんな中で、たとえ1週間に1回でも、例えば生涯学習課の管理する文化センターの調理場などを使用して、子どもたちが自分で料理できるよう、地域の方々に講師登録を頂き、その助けを頂きながら料理教室を開催するなど、子どもの居場所づくりにもなり、そういった支援を必要と

する家庭の一助になり得ます。

もちろん、コロナウイルス対策を万全に行った上での話ですけれども、こういった事業を行ってはいかがでしょうか、お願いします。

○奥野 学議長 澤教育次長。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

現在、生涯学習事業として男性を対象とした男の料理教室、また一般町民の方を対象とした料理教室をそれぞれ月1回程度文化センターで開催しております。

そのほか、公民館ではクラブ協議会事業としまして料理教室を月1回程度開催しております。

過去には、PTAなどの団体が主体となって親子料理教室を開催した実績があります。

生涯学習課では様々な目的、ニーズに併せた親子体験教室を毎年実施しておりますが、親子のコミュニケーションを図るための料理教室の開催等、地域での要望がありましたら今後検討してまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 最後にします。

今回は有事の際、支援を必要とする家庭への助成事業として私は提案しました。

それぞれの回答を聞きますと、この事業は、平時、通常するときでも行っていくべきというようなものじゃないかなと私は感じております。

町内の施設の有効利用ができることや、そして、子どもと地域とのコミュニケーションの場を作ることができる、もっと視野を広げた事業にするべきではないかなと私は考えております。

なので、今回の一般質問でさらに具体化した、この岬キッズデリについて提案できればと思います。

今回、以上、有事の際の施策として三つ提案しました。本当は、あと1点訴えたいことがあったんですけども、これも次に繰り越してしっかりと質問していきたいなと思いますので、今回は私の一般質問をこれで終わりたいと思います。

○奥野 学議長 松尾 匡君の質問が終わりました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。暫時休憩します。

再開は、14時50分に行います。

(午後 2時33分 休憩)

(午後 2時50分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、中原 晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

この間、新型コロナウイルスの感染により亡くなられた方々や、コロナ禍によって死に追いやられた方々、そのご家族、ご友人にお悔やみを申し上げます。

また、現在も病と闘っている罹患者とそのご家族には、一日も早い回復を願うとともに、感染リスクと向き合いながら懸命に救命活動に携わっておられる医療従事者に敬意を表するものがあります。多くの国民の努力により新型コロナウイルスの感染は押さえ込みつつあります。

しかし、もう一方で引き続き感染拡大への対策と次の波に備えた医療検査体制の抜本的な拡充をはじめ、様々な分野における対策の強化が求められており、住民生活には今後も様々な影響が及びます。

コロナ禍の下で過去にない甚大な被害が発生している下で、安倍政権はアベノマスクや検察庁法改正案を強行しようとするなど、全く国民の感覚からかけ離れています。

こんなときだからこそ、住民に最も身近で住民の実態が手に取るように分かる岬町が、住民の命と暮らしを守る施策を本気で取り組むことが求められています。

本日は、新型コロナウイルスによる被害から住民や事業者を守る施策のさらなる拡充強化について質問いたします。

5月7日付で岬町として新型コロナウイルスにかかる緊急対策を専決処分し、1億円を超える独自策を打ち出しました。

財力が決して強いとは言えない岬町において、早い段階で独自策に踏み切ったことは前向きに評価できるものと認識しております。

しかしながら、国や大阪府の対策が遅れており、住民や事業者の被害事態の深刻さから、さらなる独自策の拡充が必要であると考え質問するものです。

初めに、新型コロナの影響で深刻な打撃を受けている町内事業者支援についてお尋ねします。

午前中の一般質問において、大阪府と岬町との共同事業である休業養成支援金の申請件数や要請外支援金についても把握できました。

その上でお尋ねをいたします。

様々な制度が設けられたことや拡充が進んでいることは望ましいことであり、国民の声が制度の改善への道を切り開いているものと確信しておりますが、実際の申請に当たっては困難を伴うケースが多いのが実情です。

困ったときに事業者の相談相手として役割を果たしている団体の一つが岬町商工会ではないかと考えるものであります。

商工会では会員であるかどうかを問わず、事業者からの相談を受けておられるとお聞きしておりますが、この間、商工会に寄せられている相談の実情についてお尋ねをいたします。

様々な制度がありますが、制度ごとの相談件数と相談に費やした時間で1件当たり、最長の時間はどの程度だったかお答えいただきたいと思います。お願いします。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 中原議員のご質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い売上げが減少した事業者に対しては、休業要請支援金や持続化給付金などの各種支援金をはじめ、融資や信用保証なども含め様々な支援制度が設けられております。

本町の相談窓口でも相談対応はしておりますが、支援制度に関する相談や申請支援については、商工会会員をはじめ、会員以外の事業者も含め、多くの事業者の皆さんが商工会のほうに相談に来られている状況とお聞きしております。

これまでの相談件数といたしましては、大阪府と共同で実施した休業要請支援金が約50件程度、国の持続化給付金が同じく50件程度、各種融資制度が45件程度とお聞きしております。

商工会では、5月27日に閣議決定された国の第2次補正により、店舗の賃料の支援や、企業の財政基盤の強化などが追加の対策として拡充されたことや、大阪府の単独事業として実施された休業要請外支援金の受付が開始されていることから、今後もさらに相談が増えると想定されており、対応に追われるとのことでありました。

そこで、相談1人当たりの所要時間について、長い人でどれぐらいかかっているかということのご質問でございますが、支援金の申請には一定の書類を準備する必要があるため、パソコンやスマートフォンの操作が苦手で円滑に手続できない事業者の方や、持続給付金や融資制度など、併せて相談する方も多く、中には半日近くかかるケースもあると聞き及んでおります。

このような状況を踏まえ、本町では岬町商工会と連携し、持続化給付金事務局のほうで支援金がありますキャラバン隊制度を活用しまして準備を進めているところであります。

当該制度は申請者の手続を支援するため持続化給付金事務局が機材や人材を派遣し、町内施設

に一定期間、約1週間と聞いておりますけども、サポート窓口を開設するもので、これにより、より多くの方の申請手続をサポートできるのではないかとというふうに考え、商工会さんの煩雑な事務についても少し軽減できるのではないかと考えております。

しかしながら、今後も引き続き岬町商工会と緊密に連携を図りながら各種支援制度の対象者が円滑に支援手続が図れるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいまお答えを頂きましたが、相談件数についてお聞きをいたしました。

三つの制度について、45件からおよそ50件という、それぞれお答えを頂きました。

この件数は、率直に言って非常に多いと私は思います。

私のような、こういう分野にあまり明るくない人間にまで相談が来るようなことが実はあるのですが、相談に乗っている件もあるのです。私はあくまで制度を調べてお伝えするまでなんですけれども、1件あっても本当に大変なんですよ。

それを、もちろん一定知識を、もうこれまで経験も知識もお持ちということもありますが、新しい制度がこの間どんどん出てくるし、変わっていきますよね。

変わっていくというのは決して悪いことではないのですが、拡充というケースが多いですから。

ただ、また新しい情報をつかんで、それに対応して、相談に応じていくということも含めて考えると、この件数は本当に非常に大変だろうと思います。

それで、今お答えになった中で、キャラバン隊の制度の活用についてもお答えがありました。

1週間程度、岬町の中のどこかでサポート窓口を設けるということで、それは積極的にもちろん活用して相談をどんどん受けていただきたいと思いますが、1週間程度、相談の窓口を置いたところで、それはもちろん大事な取組なんですけれど、とても足りないと思直に思います。

というのが、例えば、持続化給付金なんかで言うと、該当する月がやってきたときに、前年と比べて半減以上した場合に申請できるわけですが、申請の期限は来年の1月までであるわけですよね。

だから、やはり今後も続くと吉田理事がおっしゃるように、相談活動については継続的な支援が必要だろうと思います。

相談については、本当に大変なご苦労されているのではないかと思います。

インターネットでしか申請できないものだから、あとコールセンターに電話をしてもしてもつながらない。私も相談受けて確かめるために、コールセンターに何回も電話したというような案件もありましたけれども、本当に申請そのもののハードルが非常に高いし、疲れると思います。

それから、雇用調整助成金については、先ほど相談の実績としてはおっしゃいませんでしたが、この雇用調整助成金については、専門家の社会保険労務士ですら申請が非常に困難だと言われているもので、徐々に簡易な申請方法というものが進んできてはおりますけれども、これは期限もそんなにゆとりがないものでありますから、こういったものを使えるところはきっちりと使っていけるように相談の体制を強化する必要があると思います。

それで、相談の体制については、本来は制度の実施主体が申請の援助を丁寧に行う必要がある、当然ですよ。

岬町が、例えば1人一律10万円の制度、今やっていますよね。それは岬町が実施主体になっているので、国からももちろんお金は来るんですけど、実施主体になっているので岬町が丁寧に直接対応するというところで進んでいますよね。

実際に丁寧な対応もされているなど、私は実感もしているところですし、まだ、でも苦勞されてると思いますけど、引き続き迅速丁寧な対応を心がけていただきたいと思うんですけど、制度が大阪府が実質的な、主体とまでは言いませんが、例えば休業要請支援金、また要請外支援金、これは審査するのは府なんですよ。対象を決めるのも府なんですよ。仕組みづくりは全部府なんですよ。

だから、岬町に聞かれてもなかなかはっきりしたことを伝えられないという状況がありますよね。

また、国の制度になると、さらに何か遠いところだったり、インターネットでやらざるを得ない、ハローワークだったりとかということで、本当はもっと身近なところで実施主体が適切に相談に乗れる、申請まできっちりお手伝いができるという仕組みづくりまでやっていただく必要があると思っています。

ただ、実態を見ると、現実的にはそれは難しい。

となると、一番身近な役所である岬町が、専用の申請窓口、相談窓口の設置をして、そこに、それこそ専門的な知識を有するような専任の職員を配置するというのが私、必要だと思っています。

ただ、現実にはそれは、率直に言って職員が今少ない中でもありますし、専任の職員も、そしたら配置できるのですかということになると非常に難しいということで、早さが求められることですので、現実的にどう切り開くかということが必要ですから、実現性のないものについてこの場で求めるということはいしたくはありません。

そういうことをいろいろ考えますと、実質的に申請の担い手と、申請の相談相手、アドバイス

ができる、そういった担い手となれるのは、私は岬町においては岬町商工会ではないのだろうかと思えますけれども、町としてはその点についてはいかがお考えか、お尋ねをしておきたいと思えます。

○奥野 学議長 吉田都市整備部理事。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

町といたしましても、町内事業所さんとの連携におきましては、岬町商工会さんは欠かせない存在だと考えています。

そもそも商工会さんが地域の小規模事業者の支援を目的とした団体でございますし、町内事業者の多くが会員となっております。

そして、町内事業者の事情に大変精通されておりますので、その中で、午前中の谷崎議員のご質問にもお答えさせていただいたとおり、今後、また第2波、第3波のことも予想されております。

影響はさらに続く可能性がありますので、答弁の中では町内事業者の皆様の声に耳を傾け、国や大阪府の動向を見据え対応を考えてまいりたいと申し上げますので、そんな中で、事務については商工会さんに連携を取っていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 午前中の質疑に対する答弁を聞いていて、すばらしい答えだなと思って聞いていましたが、町内業者の声に耳を傾けというようにお答えになられていました。

本当にそれは、いつもそういうことは必要なんだけど、今、本当にそういう姿勢が必要だなと改めて感じていますし、そういう姿勢を役場の職員が持っているということについて、非常に私は立派だなと感じて聞いておりました。

それで、お答えにあったとおり、制度に精通している必要があるということや、また、先ほどのお答えで、相談には非常に時間がかかったと、一番長いケースということでありましたけれども、半日近くかかったというようなお答えがありました。

それで、そのことを考えますと、専門的な知識を持った、また一定の人手も必要ということになると思います。

今のお答えで、商工会とは連携を取りながらということで、欠かせない存在というようにもはっきりとおっしゃられて、ぜひ商工会で一定の役割をこの機会にも果たしていただきたいと私も望んでいるところであります。

それで、ただ、商工会は本当に会員であるないにかかわらず懇切丁寧に、また、事業者として

の必要な義務についてもきちんとお話をされながら援助を行っておられるところなんですね。

ですが、商工会に相談のお願いをするばかりでは不十分だと私は思います。

国や大阪府の制度を活用してくださいという限りは、しっかりと条件を満たす方が本当に活用できるための安定した相談事業を行っていただける、そのための事業費の予算がどうしても必要だと私は思っています。

岬町として、相談や申請の支援事業を行うための事業費補助をこの機会に予算化する必要があると思います。

その上で支援事業の担い手に必要な人件費であるとか、事務費も含めて支出する必要があると思いますが、この点についてはいかががお考えかお聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 吉田都市整備部理事。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

私としましては、国の実施事業、また、先ほどもおっしゃられています大阪府の実施事業につきましては、一定それについての協力を商工会もされているというところでは国や大阪府がその事務費を商工会のほうに出すべきではないかなというふうには考えております。

ただ、今後、町として何らかの経済対策を打つといった、中小事業者、個人事業者に対してそういうことをするとなった場合には、商工会さんと連携してやっていく必要があるかなと思いますので、そうしたときには、当然、事務費等は町として考えなければならないのかなというふうに思います。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 おっしゃるとおりで、国や府が本来出すべきだと思います。

ただ、それが今出ていない状況で、本当に、何と言うか、大変な中で商工会としては尽力されているわけですから、国や府がお金を出すようになったら、返してもらったらええですよんか。

もうほんとに早く、この相談の体制を安定させるということが必要だと思いますので、今後、町として考えなければならない局面が来るかもとおっしゃいましたけれど、それはぜひ前向きに、そして迅速に検討を行っていただきたい。相談事業に関わる事務費、また人件費の補助をぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

その際、相談を受けて申請の支援だけにとどまらないケースが中に考えられます。

というのが、申請の書類の作成そのものを部分的にであったとしても専門家に依頼しなければならないということも想定されますので、先ほど申し上げた雇用調整助成金等の中にはそういったものも発生してくる可能性がありますので、ぜひ、その相談事業として予算化されることがあ

るとするならばですけれども、そのときに、相談事業のみではなくて、専門家に委任をするときの費用についても、例えば補助を一部行うことも含めて検討をいただきたいと求めていると思います。

引き続きお尋ねをいたします。

事業を継続していくためには、現金が迅速に事業者の手元に届くことが欠かせませんが、制度によっては入金にかかるものもあります。審査にかかるものもあります。

融資の制度なんかは、入金まで2か月もかかるとお聞きもしております。

潰れてからお金が届いても全く意味がないもので、現在、設けられている制度では、対象となる事業者に対して補填がされたとしても、それは一部でしかないというケースもたくさんあることが考えられます。

例えば、大阪府の休業要請支援金にしても、要請外支援金にしても、持続化給付金にしてもそうなんですが、これは売上げが半減以上、50%以上減っていないと駄目なんですよ、対象にならない。

49%だったら対象にならないんですよ。これ、3割でも4割でも減少になったら物すごい痛手なんですよ。

なのに50%以上じゃないと対象にならないというようなことがあって、痛手が起こって出血がどんどん進んでいる、そういう下であるのに制度からどうしてもこぼれ落ちてしまう事業者が岬町内にも現存すると思います。

こういったところに実際に手を差し伸べるべきじゃないのかなと思います。

お聞きしたいのは、岬町でも他の自治体が様々取り組んでおりますけれども、今設けられている制度に当てはまらない事業者に対して独自の事業者の補助金を設けるべきではないかと考えるものであります。その点についてお答えを頂きたいと思います。お願いします。

○奥野 学議長 吉田都市整備部理事。

○吉田都市整備部理事 お答えいたします。

そうですね、国の第2次補正予算の閣議決定が5月27日にされております。

そのような中で、地方創生臨時交付金についても2億円の拡張がされておまして、まだ市町村の配分が決まってない段階の中で、ただいま町内部では今おっしゃられたように、確かに国の持続化給付金、大阪府の要請支援金、要請外支援金ともに50%という基準が設けられていますので、その当てはまらなかったところについて、何らかの対策をできるかどうかということを検討するように町長からの指示もありましたので、ただいま関係担当部局で話しているところでござ

ざいます。

○奥野 学議長 中原 晶議員。

○中原 晶議員 第2次補正予算で拡張されたのは地方創生臨時交付金2億円とおっしゃいましたけど2兆円のことですね、私から訂正させていただきます。

2兆円だったのが3兆円に増額されたと、全国知事会等からも要望があったとおり拡張されたということで、それをぜひ積極的に活用していただきたい。

お答えの中では、既に国や府の制度、また国の制度としては新たに家賃だとかそういうのが出てくるわけですが、そういうところに当てはまらなかったところに対して何らかの支援をという指示がもう既に町長から出ているということでありました。

これについては、できるだけ早く事業化のめどを立てていただいて、現金がいつ入るか、幾ら入るかということが分かることが非常に大事なんですよ。

ですので、制度の設計についても急いでいただいて、対象となる方には一刻も早く、まずは安心していただきたいなと思いますので、これについてはよくご協議を頂いて、できるだけ出血を止めると、継続した支援を行っていただきたいというように申し上げておきたいと思います。

この問題で最後に町長にお尋ねをいたします。

今必要なのは、岬町が町内で1件もコロナ倒産を出さないという強い決意を示すことではないかというふうに思います。それが、今、必死に踏ん張っている事業者を励ますことになると思います。

町長にその決意と気概があるのか、この機会に最後にお尋ねをしたいと思います。お願いします。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 中原議員さんの質問にお答えします。

今、事業支援については吉田理事のほうからる答弁のあったとおりであります。

ただ、今、議員おっしゃる町内の業者が1軒たりとも、1業者たりとも、やはり、そういった倒産に追いやられるとか、店を閉めるとか、そういうことのないように、そういった対策はできないのかという強いご要望なんですけども、第1弾としては既に政策上、住民の皆さんにはお伝えして、その実施に向かっているわけなんですけども、既に第2波、第3波という新型コロナウイルスの拡大が目前に迫っているのじゃないかなという危機感を感じております。

そんな中で、私はもう既に各担当部局に指示をしております。

地元企業の方が一人でもそういったコロナウイルス対策によって弊害を受けないようにするに

はそれなりの対策をしっかりと考える必要があると。

だから、その選別をしっかりと各自で出して、そして、それをしっかりと検討していこうと。それも迅速にやっっていこうと。

ただ、一つ言えるのは、国の第2次の臨時交付金がまだしっかりと定まってませんので、はっきりした数字は言えませんけども、できるだけ、議員おっしゃるように、地元企業がコロナウイルスの弊害を受けないようにしっかりと頑張っていきたいと、このように思っております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 事業者への本気の支援というのが今、必要だと思います。コロナ倒産を絶対に生み出さないために新たな支援策を一刻も早く実現するよう強く求めて次の質問に移りたいと思います。

学校給食の食材の納入業者の支援について質問したいと思います。

3月から突然の一律休校が始まり、5月の中旬からは登校日が設けられ、6月からようやく教育活動が再開をされました。

分散、短縮授業を経て、6月中旬以降通常授業に移行していく計画とお聞きしております。

登下校の子どもたちの声が聞こえるようになり、心からうれしく思っています。

学校園では感染防止対策に大変なご苦勞をされていることと思いますが、岬町としては、衛生や防護用品を整え、子どもたちの学力と成長の保証のための環境整備に尽力頂くよう求めるものであります。

学校の再開に伴って、3か月以上休止をしていた給食も始まります。

子どもたちの成長を支える安全・安心の学校給食の再開に向けて準備が進められていることと思います。

そこでお尋ねをいたしますのは、学校給食の食材納入事業者への損失補填についてであります。

3月からの突然の休校に伴い、給食の食材納入事業者にとっても大きな減収となっています。

国は、一定の条件を定めて一部の損失については補助を行っています。岬町においては、幾ら補助が行われたのか、3月分の給食の食材費の予算と併せてお答えを頂きたいと思っております。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策としまして、令和2年3月2日から全国全ての小学校、中学校、高等学校におきまして臨時休校とするよう、国、府から要請があり、本町におきましても町立の小学校、中学校、淡輪幼稚園を臨時休校としたものであります。

この臨時休校に伴い学校給食を停止する必要があることから、食材納入事業者に対しまして3月2日以降の食材の発注を取消したところでございます。

発注の取消しに伴いキャンセル料が生じた食材納入事業者がありましたが、令和元年度中に支払いを終えております。

その内容について説明をさせていただきます。

3月分の給食の賄い材料費についてですけれども、予算としましては383万2,500円となっております。

今回、3月2日から停止に伴いますキャンセル料についてですけれども、主に米飯、パン、牛乳を提供してもらっております大阪府学校給食会に対してキャンセル料を支払っております。

内訳としましては、米飯、パンにつきましては加工品の90%になります。

米飯につきましては19万8,119円、パンにつきましては15万2,595円となっております。

牛乳につきましては、3月2日の1日分5万1,653円。それ以降につきましては、処理配送費の80%としまして27万7,206円を支払っております。

その他、既に3月2日分として購入してありますドレッシング類につきましては7,110円となっております。

合計としまして、支払ったキャンセル料につきましては68万6,683円となっております。

このうちの4分の3につきましては、国の学校臨時休業対策費補助金としまして51万5,012円を補填させてもらっております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 3月分の賄い材料費、給食の食材費というように考えたらいいと思うのですが、その予算としては380万円余りということでありました。

それに対して、キャンセル料として支払ったのが68万6,683円ということで、非常に全体からすると、少ない金額、それはもう3月全部給食中止になったのだから、そうかもしれませんが、その陰で、事業者の大きな損失になっているということももう一方で事実であると思いません。

これは、3月だけのことでなくて、4月、5月については全く支払われていないということになっているわけですね。

それで、今、国の学校臨時休業対策費補助金について言及がありました。この制度を活かして一定の補填はなされたということでもありますけれども、この制度は幾つかの要素があるようであ

りますけれども、事業者に対して既に発注されていた食材にかかる違約金等についても国の補助事業として4分の3支出しようという仕組みが設けられているものであります。

その中身について、さらに活用して、この制度そのものの活用を一層進めて、さらに補填できないかなど考えるものであります。

その点について、厚生労働省としてはどのように制度の中身を説明しておりますか、お答えいただきたいと思います。

○奥野 学議長 澤教育次長。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

先ほどご質問の学校休業対策費補助金についてですけれども、制度としましては、事業者との契約の中にキャンセル料等の規制がない場合でも対象になるのかということで、事業者と学校設置者の間で調整の上、変更契約等行い、違約金等を学校設置者が支払った場合は対象となるというふうに規定されております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、先ほどお聞きをしました一定の補填がされた食材というのは、ご飯を炊く仕事、それからパン、それと牛乳で、後はキャンセル効かなかったドレッシングということだったと思いますけれども、それ以外にもたくさん、とりわけ、おかず類ですね。

こういったところの補填については一切なされていないということでもありますから、今、ご説明いただいたとおり、この国が作っている学校臨時休業対策費補助金の制度を活かして違約金等ということで、契約に当たってキャンセル料について細かい規定がない場合は、改めて納入業者と学校設置者ですので、岬町教育委員会ですね（実務としては）との間で協議をして、変更契約を行った上で違約金を学校設置者が支払うということを行えば、国から4分の3の補填がありますということなんです。

ですので、これはぜひ、全く補填が行われていないところも、それから既に3月で一定の補填が行われたところについても、よく制度を研究していただいて、必要であれば文部科学省に聞いたら詳しく教えてくれますよ。私もこの制度がよく分からなかったから、文部科学省に問合せしましたわ。

そしたら、丁寧に教えてくれましたから、よく制度についても研究をして、さらにこの制度を存分に活用できないかということについて調べて、業者とぜひこの変更契約を結んだ上で違約金を支払うということに踏み出していきたいなと思いますので、これについても早めにお考えを頂きたいと思います。

なお、この制度は3月で終わってしまっていたんですよね。私、4月、5月もあるのかなと思っていたら終わってしまっていて、3月については今言ったとおり、制度の活用をさらに広げるということを探求していただきたいと思います。

そして、4月、5月、そして6月の給食が実施される前までの期間については、文部科学省も繰り返し臨時交付金の活用と、何でもかんでも臨時交付金やるからそこから使えという、ちょっとそういうのは困るんですけどね。

ですけど、金額は分からないにしても臨時交付金というものが入ってくるということもありますし、文部科学省も特段の配慮をしてくださいと繰り返し通知の中で言っていますから、ぜひ、その臨時交付金の活用も視野に入れて、実害を少しでも和らげていただくように、これはよく研究をして進めていただきたいと要望しておきたいと思います。

これ、ちなみに、近いうちにもう一度募集の案内が来るはずですので、実は一旦締め切られたんですけど、それで、もう5月の下旬ぐらいに交付決定がなされていますが、この制度について周知が不十分だったということであるのか、また事業者との協議が必要で、変更契約を結ぶ時間が要するというのもあって、再度募集を追加的に受け付けるということも聞いておりますので、近日中にその連絡は何らかの形であると思いますから、できるだけ早く、庁内でも調整が必要だと思いますけれども、制度をより存分に使って、国からもお金をもらい、岬町もお金を出すということで事業者を救済していただきたいと要望しておきたいと思います。

それでは、引き続き、コロナ禍から住民を守る施策についてお尋ねをいたします。

水道料金の減免制度について提案をいたします。

岬町においては、水道料金の基本料金を1年間半額減免を決めて、他の自治体と比較しても遜色のない支援を実施するものと認めるものでありますが、水道料金の減免は、全世帯に広く支援が行き届くものでありまして、この際、基本料金の全額を免除してはどうかと考えるものであります。

泉佐野市では1年間基本料金の60%減免。田尻町では10か月間基本料金を全額減免という措置も行っております。岬町についてもさらに拡充を求めるものでありますが、いかがかお考えをお聞きするものであります。お願いします。

○奥野 学議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 ご質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染によって外出自粛、在宅勤務、事業休業などによって、あらゆる分野、階層に被害が広がっているため、岬町としましても独自に様々な対策を実施しております。

そこで、令和2年5月7日付で専決処分におきまして、幅広く住民の皆様の負担を少しでも軽減できるよう、本町が独自に取り組む施策の一つとして、家庭用水道料金における基本料金の50%減額を1年間分助成することから、議員ご指摘の水道料金における基本料金の全額助成への拡大につきましては、限られた財源の中、難しいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 限られた財源の中、困難だというお答えでありましたけれども、先ほど来申し上げております臨時交付金が入ってくるということもありますので、今後、一つの案としてお考えを頂きたいと思えます。

次に、町営住宅の家賃減免制度についてお尋ねをいたします。

コロナ禍を受けて、府営住宅の家賃の減免制度が大幅に拡充をされております。それぞれの自治体でも同様の制度の導入、拡充が徐々に進んでおります。

岬町においても、町営住宅の家賃減免制度の拡充が必要ではないでしょうか。お考えをお聞きます。

○奥野 学議長 奥都市整備部長。

○奥都市整備部長 ご質問にお答えいたします。

家賃の減免につきましては、従来から、岬町営住宅条例等に基づき、年度途中の退職や失業など、収入に著しく減少した世帯に対しては家賃を減額することができることから、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇、倒産、休業、休職など、収入が著しく減少した世帯についてもご相談頂き、必要な申請などしていただければ、現行の条例等に基づき対応は可能となっております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 年度途中でも実情に応じて家賃の減免ができるという仕組みを持っているということでありました。

そして、相談、申請頂ければということでありましたけれども、年度途中でこういった相談に応じてもらえるのかどうか、そのあたりについて、お住まいの皆さんが詳しくご存知かどうかということについては怪しいところだと思うんですね。

ですので、ぜひこれは、そういういい制度を持っているのだから、もし今回のコロナ禍を受けて大きく収入が減ったという方はご相談くださいと、家賃が減免されることになるかもしれませんよと、収入認定もう一回更生します、やり直しますよというお知らせを、やはり該当する、町

営住宅にお住まいの方にお知らせする必要があると思います。

実際に該当される方はどの程度おられるのか、少ないのじゃないのかなとは思いますが、もしも、この一つの施策で家賃が少しでも軽くなったというようなことがあって、救済につながればと思いますけれども、これは、制度を知らせに行く必要がありますから、岬町では制度ありますよって、どうぞ申請してもらったらいんですよって待っていたらいけないと思うんですね。

ですので、これは対象になる方に、ぜひ積極的にお知らせをしていただきたいと思いますので、担当課のほうで周知についてご検討いただきたいと思います要望しておきたいと思います。

引き続きお尋ねをいたします。

高齢者の買物や通院のための支援策について提案を行いたいと思います。

緊急事態の発出時、ご高齢の皆さんから、感染を恐れて買物や通院の機会を減らしていると聞きました。

買物の機会を減らすと、一回の買物の量が増えて、荷物を持ち帰るのに苦労したといった声や、病院で感染するのが怖くてリハビリを休んでいるなど様々な声をお聞きし、高齢者の暮らしや健康面への影響が懸念されるところであります。

外出の自粛要請は解除されましたけれども、感染防止に最善の注意を払う生活は今後も続きます。

ご高齢の皆さん方は、万一、感染した場合の重篤率が高く、感染防止にはより一層の注意が必要です。

そこで、買物や通院のためのバスの無料券ですとか、タクシーの乗車券等を配布して、ご高齢の皆さんの外出の支援をしてはいかかかと考えますが、担当課のお考えをお聞きしたいと思えます。お願いします。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃられましたように、新型コロナウイルス感染症の影響で外出を自粛し、毎回、多くの買物をされている方、おられると思います。

この中において、買物した商品を自宅まで配達してもらえるお店、注文票やインターネットで希望する商品を自宅まで届けてくれるサービスの利用者が増えてきており、このような民間のサービスを使用するのも一つの方法かと考えております。

ふだんから、買物に不便や苦労を感じられている高齢者など、生活支援については地域の支え合いの仕組みが欠かせないものと考えております。

本町においては、地域のボランティアを支える仕組みとして社会福祉協議会と連携して地域支援事業の生活支援体制整備事業に取り組んでいるところで、買物支援につきましては、地域のボランティアを中心に様々なニーズに対応して創意工夫をして取り組んでいただいているところでございます。

例えば、淡輪10区、11区の中で組織されました、どないしたらいいん会では、自動車で近くのスーパーへ送迎する買物移動支援を行っております。

コロナ禍においては、車内の消毒や感染対策を講じながら買物移動、支援を継続され、外出自粛により買物を代行するなどの支援を行っていると聞いております。

引き続き、買物支援にかかわらず多くの地域で支え合いの仕組みが進んでいくよう、社会福祉協議会と連携しながら生活支援整備事業のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 各地域で、また社会福祉協議会でいろいろな工夫もされて支え合いやボランティアの活動が取り組まれているということはとてもいいことだと思うのです。

ただ、そこに任せておくだけでは、岬町としては役割が不十分だと私は思います。

助け合いとかボランティアは非常に崇高な精神に基づくものでありまして、すばらしいと思うのですが、安定的な事業の継続という点でいいますと、そこに対して岬町が幾ばくかの支援金を出しているのかとか、本当に支えとなる役割を果たしているのかということについては疑問がありますので、先ほどおっしゃった、そういった地域の取り組み、また社会福祉協議会の取り組みを支援するという方向でも構いませんけれども、やはり、何らかの形でお出かけ支援というものに対して、岬町全体で取り組むことをぜひご検討をいただきたいと、この機会に要望しておきたいと思います。

それから、外出の支援について、今、お聞きをしていたところなんです、感染のリスクを恐れて外出が減っているということを先ほども申し上げたところであります。

そのことと併せて、コロナ禍で収入が減っていることで、医療や介護サービスの利用を控えるというようなことが起こっているのではないかとということも不安視されるところであります。

残る時間が少ないので、ここでは質問はやめます。それで、要望をこの点については申し上げます。

私がこの点で心配しているのは、医療や介護のサービスの利用が減っているのじゃないかなということに不安に思っておりました。

それがどういう形で問題として発生してくるかという、必要な方が必要な医療や介護を受け

ないことによって、その方の健康が損なわれるという心配があるのと、それからもう一方で、事業所の収入が極めて困難になっていくのではないかという心配がありますので、その点について、ぜひ医療機関や介護サービスの事業所等について、財政面の目配りもぜひ担当課で行っていただきたい。

それから併せて、お金がなくて病院に行けないという方がおられる場合は、近隣でも、無料や低額の診療を実施している医療機関がありますので、そういったところを積極的にご案内いただく等、丁寧に対応をしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、医療や介護サービスのことに言及しましたので、この機会に改めて申し上げておきたいと思いますが、医療の受診の抑制、介護保険のサービス利用の抑制が起らないように、やはり国民健康保険料や介護保険料の独自の減免策についてもこの機会に併せて求めておきたいと思います。

最後に、子育て支援策について質問をいたします。

岬町においては、国の臨時特別給付金、これは児童手当受給世帯の子ども1人につき1万円の支給という制度ですけれども、これに加えて、ひとり親家庭の子どもに1人1万円を上乗せ支給するという英断を行っております。

ひとり親家庭が一般的に所得水準が低いことへの細やかな配慮からの施策で、温かみのある町政を体現したものと前向きに評価をするものであります。

ただ、1人一律10万円の支給が進む中で、ひとり親世帯は保護者が少ないために支給額も少なくなります。

国の第2次補正予算案の中で、追加支給が行われる見通しも示されておりますが、それでもなお十分ではありません。ひとり親世帯への町独自のさらなる給付の拡充を求めるものでありますが、お答えを頂きたいと思います。

それからもう一つ、さっき、無料、低額診療について申し上げましたけれども、近隣ではどこで受診することができるか、そのことも併せてお答えいただきたいと思います。お願いします。

○奥野 学議長 松井部長。

○松井しあわせ創造部長 質問にお答えします。

まず最初に、低額、無料の診療所なんですけれども、近くではなぎさクリニックさんと泉南市にある新泉南病院さんが対象となると聞いております。

あと、最初におっしゃっていただきましたひとり親家庭へのさらなる支援ということでございますけれども、今回、町独自でひとり親家庭等への生活支援としてひとり親家庭等の子ども1人

につき1万円を、この5月28日に振込が完了したところでございます。

先ほど議員も紹介していただきました、現在、国の第2次補正予算案について、ひとり親世帯への支援として臨時給付金が支給される内容が組み込まれたところでございます。

これまでも、第2次補正予算案の中で、地方創生臨時交付金の話がございましたけれども、今後は子育て世帯など、また高齢者の方を含めた新型コロナウイルス感染症の影響を受けた住民の皆様を対象とした広い範囲での支援が必要と考えておりまして、町長からも指示があったところでございます。それについては、また今後検討していきたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思ひます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 さきにお答えを頂いた、無料、低額診療を実施している医療機関ということで、なぎさクリニックと泉南市にある済生会新泉南病院をご紹介を頂きました。

お金がないから病院に行けないということが発生しますと、重篤化して、その後の医療に係る医療費ももちろん大きくなりますが、ご本人にとって本当に苦しいことにもなりますので、お困りの方がおられたら、ぜひ、岬町からも積極的にご紹介を頂きたいと思ひます。

それから、子育て支援策の拡充について、今、臨時交付金にも触れられて、今度、第2次で出てくる臨時交付金、増額された分の活用については、既に恐らくいろいろ検討しているところだと思ひますけれども、その中で子育てや高齢者についてもお言葉がありました。

幅広く全住民的な支援が行われるように、併せて十分にご検討いただいて、コロナ禍によって苦しんでいる住民を救う施策につなげていただきたいと強く要望して私の質問を終わりたいと思ひます。

○奥野 学議長 中原 晶君の質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。

次の会議は明日、6月3日午前10時から会議を開きますので、ご参集ください。

どうもご苦労様でございました。

(午後 3時49分 散会)

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和2年6月2日

岬町議会

議 長 奥 野 学

議 員 中 原 晶

議 員 坂 原 正 勝